

第 2 1 期第 6 回福島県内水面漁場管理委員会

資 料

福島県内水面漁場管理委員会

第21期第6回福島県内水面漁場管理委員会次第

日時:令和5年1月27日(金)

(13時30分～)

場所:杉妻会館
3階百合

1 開 会

2 会長挨拶

3 議事録署名人の指名

4 議 題

(1) 議案

議案第1号 福島県内水面共同漁業権漁場計画の案について(諮問)

議案第2号 令和5年度目標増殖量について

議案第3号 コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る内水面漁場管理委員会指示及び当該指示に基づく水域の指定について(協議)

議案第4号 公聴会の開催について(福島県内水面共同漁業権漁場計画関係)

(2) 報告事項

報告事項ア 福島県内水面区画漁業権漁場計画の素案について(報告)

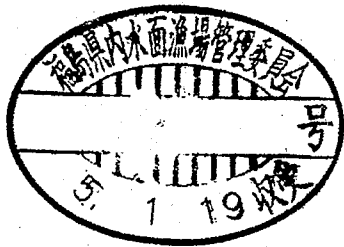
報告事項イ 漁業権に係る資源管理状況等の報告について(報告)

報告事項ウ 漁業生産力の発展に関する計画及び点検結果について(報告)

報告事項エ 令和4年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について(報告)

報告事項オ 遊漁承認証のオンライン申請導入後の状況について(報告)

5 閉 会



4生流第3704号
令和5年1月19日

福島県内水面漁場管理委員会長

福島県知事



福島県内水面共同漁業権漁場計画の案について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき福島県内水面共同漁業権漁場計画の案を別紙のとおり作成したので、同法第67条第2項により準用する同法第64条第4項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 主事 村上 電話 024-521-7379）

1 概 要

知事は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第67条第1項の規定に基づき、その管轄に属する内水面について、5年ごとに内水面漁場計画を定めるものとされている。

現在免許している漁業権の存続期間が令和5年8月31日で満了となることから、同年9月1日以降の内水面漁場計画を定めるもの。

2 根拠法令等

法第67条、同条第2項で準用する第62条第2項及び第64条

3 内 容

別紙福島内水面共同漁業権漁場計画の案のとおり

※ 令和4年11月21日から同年12月20日まで、法第64条第1項の規定に基づき福島県内水面共同漁業権漁場計画の素案に対する利害関係人の意見聴取を実施した。

また、海区漁場計画の作成等について（令和4年4月14日付け4水管第57号水産庁長官通知。以下「技術的助言」という。）第7の2（1）に基づき関係機関への協議及び照会を実施した。

意見聴取及び協議並びに照会の結果を踏まえ、素案において以下の箇所を変更し、福島県内水面共同漁業権漁場計画の案とする。

（1）内共第4号

室原川・高瀬川漁業協同組合及び泉田川漁業協同組合

意見の内容

第五種共同漁業権の対象魚種として「もくずがに」の追加を要望するもの。

意見の理由

地域の食文化を継承する等の理由から、今後の資源利用を図りたい。

検討結果

内共第4号の第五種共同漁業権の対象魚種として「もくずがに」を加える。

（2）内共第10号

鮫川漁業協同組合

意見の内容

漁場の位置及び区域の基点となっている福島県企業局いわき事業所沼部ポンプ場堰堤が、令和10年度に移設予定があることから、移設後の漁場の位置及び区域に変更について尋ねるもの。

検討結果

当該施設の移設により、漁場の位置及び区域を変更しない。漁場計画の案において、緯度、経度の表記を併記する。

5 諮問

令和5年1月27日開催 第21期第6回福島県内水面漁場管理委員会

6 経過及び今後の予定

(参考)「第五種共同漁業権免許一斉切替事務日程について」のとおり

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 案の番号	内共第1号（真野川）		
2 漁場の位置及び区域	真野川本流及び支流の区域（横浦を除く。）		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同 同 同 同 同	こい漁業 ふな漁業 うぐい漁業 うなぎ漁業 わかさぎ漁業 いわな漁業 やまめ漁業 あゆ漁業 もくずがに漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 同 4月1日から9月30日まで 同 6月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	南相馬市鹿島区及び相馬郡飯舘村		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 案の番号	内共第2号（新田川）		
2 漁場の位置及び区域	新田川本流及び支流の区域		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同 同 同	こい漁業 ふな漁業 うぐい漁業 うなぎ漁業 いわな漁業 やまめ漁業 あゆ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 4月1日から9月30日まで 同 6月1日から12月31日まで
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	南相馬市原町区及び相馬郡飯舘村		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 素案の番号	内共第3号（太田川）		
2 漁場の位置及び区域	太田川本流及び支流の区域		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同 同 同 同	こい漁業 ふな漁業 うぐい漁業 うなぎ漁業 わかさぎ漁業 いwana漁業 やまめ漁業 あゆ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 同 4月1日から9月30日まで 同 6月1日から12月31日まで
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	南相馬市原町区及び相馬郡飯舘村		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 素案の番号	内共第4号（請戸川）		
2 漁場の位置及び区域	請戸川本流及び支流の区域		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同 同 同 同 同	こい漁業 ふな漁業 うぐい漁業 うなぎ漁業 わかさぎ漁業 いわな漁業 やまめ漁業 あゆ漁業 もくずがに漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 同 4月1日から9月30日まで 同 6月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	田村市（都路地区に限る。）、双葉郡浪江町及び同郡葛尾村		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 素案の番号	内共第5号（熊川）		
2 漁場の位置及び区域	熊川本流及び支流の区域		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同	うぐい漁業 やまめ漁業 あゆ漁業	1月1日から12月31日まで 4月1日から9月30日まで 6月1日から12月31日まで
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	双葉郡大熊町		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 素案の番号	内共第6号（富岡川）		
2 漁場の位置及び区域	富岡川本流及び支流の区域（荻ダム及び毛戸ダム並びにこれに注入する河川を除く。）		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同	うぐい漁業 いwana漁業 やまめ漁業 あゆ漁業 うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで 4月1日から9月30日まで 同 6月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	双葉郡富岡町及び同郡川内村		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 素案の番号	内共第7号（井出川）		
2 漁場の位置及び区域	井出川本流及び支流の区域（清太郎川を除く。）		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同	いわな漁業 やまめ漁業 あゆ漁業	4月1日から9月30日まで 同 6月1日から12月31日まで
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	双葉郡楡葉町及び同郡川内村		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 素案の番号	内共第8号（木戸川）		
2 漁場の位置及び区域	木戸川本流及び支流の区域		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	同	うぐい漁業	同
	同	うなぎ漁業	同
	同	いわな漁業	4月1日から9月30日まで
同	やまめ漁業	同	
同	あゆ漁業	6月1日から12月31日まで	
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	いわき市（小川及び川前地区に限る。）、双葉郡楡葉町及び同郡川内村		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 素案の番号	内共第9号（夏井川）		
2 漁場の位置及び区域	夏井川本流及び支流の区域（新川及び南横川を除く。）		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同 同 同 同	こい漁業 ふな漁業 うぐい漁業 うなぎ漁業 いわな漁業 やまめ漁業 あゆ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 4月1日から9月30日まで 同 6月1日から12月31日まで
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	いわき市、田村市（滝根地区に限る。）、石川郡平田村（鴫子及び九生滝地区に限る。）及び田村郡小野町		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 素案の番号	内共第10号（鮫川）		
2 漁場の位置及び区域	いわき市地内福島県企業局いわき事業所沼部ポンプ場堰堤（北緯36度55分12秒、東経140度45分22秒の点と北緯36度55分9秒、東経140度45分23秒の点を結んだ線）から上流の鮫川本流及び支流のうち福島県の区域並びに鮫川本流と山田川との合流点から上流山田川の区域		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同 同 同	こい漁業 ふな漁業 うぐい漁業 うなぎ漁業 いわな漁業 やまめ漁業 あゆ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 4月1日から9月30日まで 同 6月1日から12月31日まで
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	いわき市、東白川郡塙町（那倉及び片貝地区に限る。）、同郡鮫川村（青生野及び渡瀬地区を除く。）及び石川郡古殿町		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 素案の番号	内共第11号（阿武隈川）		
2 漁場の位置及び区域	福島及び宮城県境から上流の阿武隈川本流及び支流の区域（竜生貯水池、西郷貯水池、南湖、白坂ため池、山舟生川、大笹生ダム堰堤から上流の八反田川、松川、鍛冶屋川と須川との合流点から上流の須川、白津川、堀越川、多田野川及び黄金川を除く。）		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同 同 同 同 同	こ い 漁 業 ふ な 漁 業 う ぐ い 漁 業 う な ぎ 漁 業 わ か さ ぎ 漁 業 い わ な 漁 業 や ま め 漁 業 あ ゆ 漁 業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 同 4月1日から9月30日まで 同 6月1日から12月31日まで
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	福島市、郡山市（湖南地区を除く。）、白河市、須賀川市、二本松市、田村市（都路地区を除く。）、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、同郡国見町、同郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、同郡天栄村（湯本地区を除く。）、西白河郡西郷村、同郡泉崎村、同郡中島村、同郡矢吹町、東白川郡棚倉町、石川郡石川町、同郡玉川村、同郡平田村、同郡浅川町、田村郡三春町及び同郡小野町		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 素案の番号	内共第12号（久慈川）		
2 漁場の位置及び区域	福島及び茨城県境から上流の久慈川本流及び支流の区域（矢沢川、大内沢川、関沢川、根子屋川及び大草川ダム堰堤から上流の大草川を除く。）		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同	こい漁業 うぐい漁業 やまめ漁業 あゆ漁業 うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで 同 4月1日から9月30日まで 6月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	東白川郡棚倉町、同郡塙町、同郡矢祭町及び同郡鮫川村（青生野及び渡瀬地区に限る。）		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 素案の番号	内共第13号（猪苗代湖）		
2 漁場の位置及び区域	猪苗代湖及びこれに注入する河川の区域（秋元湖放水路との合流点から上流の長瀬川、長瀬川と酸川との合流点から上流高森川との合流点までの酸川（支流を除く。）、中ノ沢、小塚川、硫黄川及び琵琶沢を除く。）		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同 同	こい漁業 ふな漁業 うぐい漁業 いわな漁業 やまめ漁業 わかさぎ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 4月1日から9月30日まで 同 1月1日から12月31日まで
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	会津若松市（河東及び湊地区に限る。）、郡山市（湖南地区に限る。）、耶麻郡磐梯町及び同郡猪苗代町		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 素案の番号	内共第14号（秋元湖）		
2 漁場の位置及び区域	秋元湖及びこれに注入する河川の区域		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同 同 同	こい漁業 ふな漁業 うぐい漁業 わかさぎ漁業 いwana漁業 やまめ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 4月1日から9月30日まで 同
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	耶麻郡北塩原村及び同郡猪苗代町		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 素案の番号	内共第15号（小野川湖）		
2 漁場の位置及び区域	小野川湖及びこれに注入する河川の区域（曾原湖、長峰水門から小野川湖に至る水路、狐鷹森水門から大沢川との合流点までの水路及び大沢川を除く。）		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同 同	こ い 漁 業 ふ な 漁 業 わかさぎ漁業 い わ な 漁 業 や ま め 漁 業	1月1日から12月31日まで 同 同 4月1日から9月30日まで 同
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	耶麻郡北塩原村		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 素案の番号	内共第16号（檜原湖）		
2 漁場の位置及び区域	檜原湖及びこれに注入する河川の区域（雄国沼を除く。）		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同	こい漁業 ふな漁業 わかさぎ漁業 いwana漁業 やまめ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 4月1日から9月30日まで 同
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	耶麻郡北塩原村		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 素案の番号	内共第17号（阿賀川）		
2 漁場の位置及び区域	福島及び新潟県境から上流の豊実湖、上野尻湖、山郷湖及びこれに注入する河川の区域（勾沢及び滑沢を除く。）		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同 同	こ い 漁 業 ふ な 漁 業 う ぐ い 漁 業 い わ な 漁 業 や ま め 漁 業	1月1日から12月31日まで 同 同 4月1日から9月30日まで 同
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	喜多方市（高郷地区に限る。）及び耶麻郡西会津町		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 素案の番号	内共第18号（阿賀川・日橋川）		
2 漁場の位置及び区域	<p>喜多方市地内新郷発電所堰堤から上流の次に掲げる阿賀川本流及び支流の区域 阿賀川は、次に掲げる点アと点イを結んだ線から下流の本流及び支流の区域（濁川は、大平沼を除く。） 点ア 阿賀川左岸会津若松市と会津坂下町との境界点 点イ 阿賀川右岸会津若松市と会津坂下町との境界点 只見川は、会津坂下町地内片門発電所堰堤から下流の本流及び支流の区域 日橋川は、喜多方市地内金川発電所放水路との合流点から下流の本流及び支流の区域 宮川は、会津坂下町地内上開津橋橋脚上流端から下流の本流及び支流の区域 湯川は、次に掲げる点ウと点エを結んだ線から下流の本流及び支流（湊川は、会津若松市地内高畑堰堤から下流。）の区域 点ウ 湯川左岸会津若松市と湯川村との境界点 点エ 湯川右岸会津若松市と湯川村との境界点</p>		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同 同	こい漁業 ふな漁業 うぐい漁業 いわな漁業 やまめ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 4月1日から9月30日まで 同
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	会津若松市（河東地区に限る。）、喜多方市、耶麻郡北塩原村、河沼郡会津坂下町及び同郡湯川村		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 素案の番号	内共第19号（大川）		
2 漁場の位置及び区域	<p>次に掲げる点アと点イを結んだ下流基線から点ウと点エを結んだ上流基線までの大川本流及び支流の区域、会津坂下町地内上開津橋橋脚上流端から上流の宮川本流及び支流の区域並びに次に掲げる点オと点カを結んだ線から上流の湯川本流及び支流（湊川は、会津若松市地内高畑堰堤から上流。）の区域</p> <p>点ア 大川左岸会津若松市と会津坂下町との境界点 点イ 大川右岸会津若松市と会津坂下町との境界点 点ウ 大川左岸下郷町大字小沼崎字牧ノ平甲六番地地内の標柱 点エ 大川右岸下郷町田代字中飯山地内の標柱 点オ 湯川左岸会津若松市と湯川村との境界点 点カ 湯川右岸会津若松市と湯川村との境界点</p>		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同 同	うぐい漁業 うなぎ漁業 わかさぎ漁業 いwana漁業 やまめ漁業 あゆ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 4月1日から9月30日まで 同 6月1日から12月31日まで
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	会津若松市（河東地区を除く。）、南会津郡下郷町、河沼郡会津坂下町及び大沼郡会津美里町		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 素案の番号	内共第20号（大川）		
2 漁場の位置及び区域	次に掲げる点アと点イを結んだ線から上流の大川本流及び支流の区域（板小屋川、板小屋川と鶴沼川との合流点から上流の鶴沼川及び大内ダム堰堤から上流の小野川を除く。） 点ア 大川左岸下郷町大字小沼崎字牧ノ平甲六番地地内の標柱 点イ 大川右岸下郷町田代字中飯山地内の標柱		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同	うぐい漁業 わかさぎ漁業 いwana漁業 やまめ漁業 あゆ漁業	1月1日から12月31日まで 同 4月1日から9月30日まで 同 6月1日から12月31日まで
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	岩瀬郡天栄村（湯本地区に限る。）、南会津郡南会津町（田島地区に限る。）及び同郡下郷町		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 素案の番号	内共第21号（只見川）		
2 漁場の位置及び区域	片門湖、柳津湖、宮下湖、上田湖、本名湖及びこれに注入する河川の区域（柳津町地内只見線御殿場鉄橋から上流の八坂野川、不動川と銀山川との合流点から上流の銀山川及び金山町地内只見線野尻川鉄橋から上流の野尻川を除く。）		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同	こい漁業 うぐい漁業 いwana漁業 やまめ漁業	1月1日から12月31日まで 同 4月1日から9月30日まで 同
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	河沼郡会津坂下町、同郡柳津町、大沼郡三島町、同郡金山町及び同郡昭和村		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 素案の番号	内共第22号（沼沢湖）		
2 漁場の位置及び区域	沼沢湖及びこれに注入する河川の区域		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業	ひめます漁業	4月1日から9月30日まで
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	大沼郡金山町		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 素案の番号	内共第23号（野尻川）		
2 漁場の位置及び区域	金山町地内只見線野尻川鉄橋から上流の野尻川本流及び支流の区域		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同	うぐい漁業 いwana漁業 やまめ漁業 あゆ漁業	1月1日から12月31日まで 4月1日から9月30日まで 同 6月1日から12月31日まで
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	大沼郡金山町及び同郡昭和村		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 素案の番号	内共第24号（只見川）		
2 漁場の位置及び区域	滝湖、只見湖、田子倉湖及びこれに注入する河川の区域（伊南川及び大鳥発電所堰堤から上流の只見川を除く。）		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同 同	こい漁業 うぐい漁業 わかさぎ漁業 いわな漁業 やまめ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 4月1日から9月30日まで 同
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	南会津郡只見町及び大沼郡金山町		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 素案の番号	内共第25号（伊南川）		
2 漁場の位置及び区域	伊南川本流及び支流の区域（南会津町と檜枝岐村との境界から上流の檜枝岐川及び長浜沢を除く。）		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同	うぐい漁業 いwana漁業 やまめ漁業 あゆ漁業	1月1日から12月31日まで 4月1日から9月30日まで 同 6月1日から12月31日まで
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	南会津郡南会津町（田島地区を除く。）及び同郡只見町		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 素案の番号	内共第26号（檜枝岐川・只見川）		
2 漁場の位置及び区域	南会津町と檜枝岐村との境界から上流の檜枝岐川本流及び支流の区域並びに只見川の支流のうち大津岐川、トクサ沢、広沢、高石沢及び大江川の区域		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業同	い わ な 漁 業 や ま め 漁 業	4月1日から9月30日まで 同
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	南会津郡檜枝岐村		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

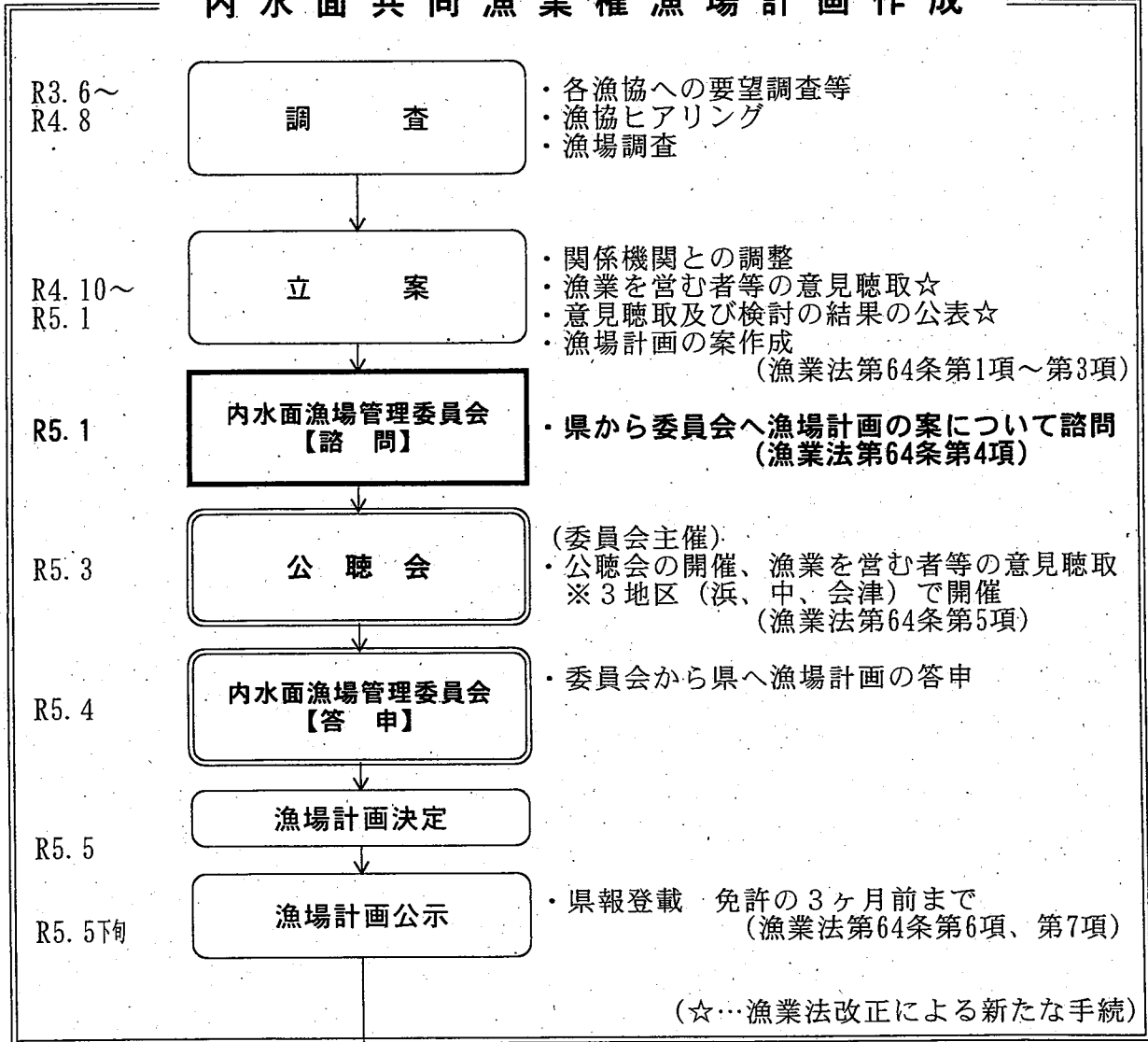
1 素案の番号	内共第27号（大鳥湖・奥只見湖・只見川）		
2 漁場の位置及び区域	只見町地内大鳥発電所堰堤から次に掲げる基点甲と点アを結ぶ線までの只見川本流のうち福島県の区域（袖沢と只見川との合流点から奥只見発電所堰堤上流500メートルの線までの区域を除く。）並びに只見川支流袖沢及び片貝沢の区域 基点甲 福島県、群馬県及び新潟県の境界点（沼尻川左岸） 点ア 基点甲から110度の方向に引いた線と沼尻川右岸との交点		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同 同	こい漁業 ふな漁業 うぐい漁業 わかさぎ漁業 いわな漁業 やまめ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 4月1日から9月30日まで 同
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	福島県南会津郡檜枝岐村、同郡只見町及び新潟県魚沼市（湯之谷地区に限る。）		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

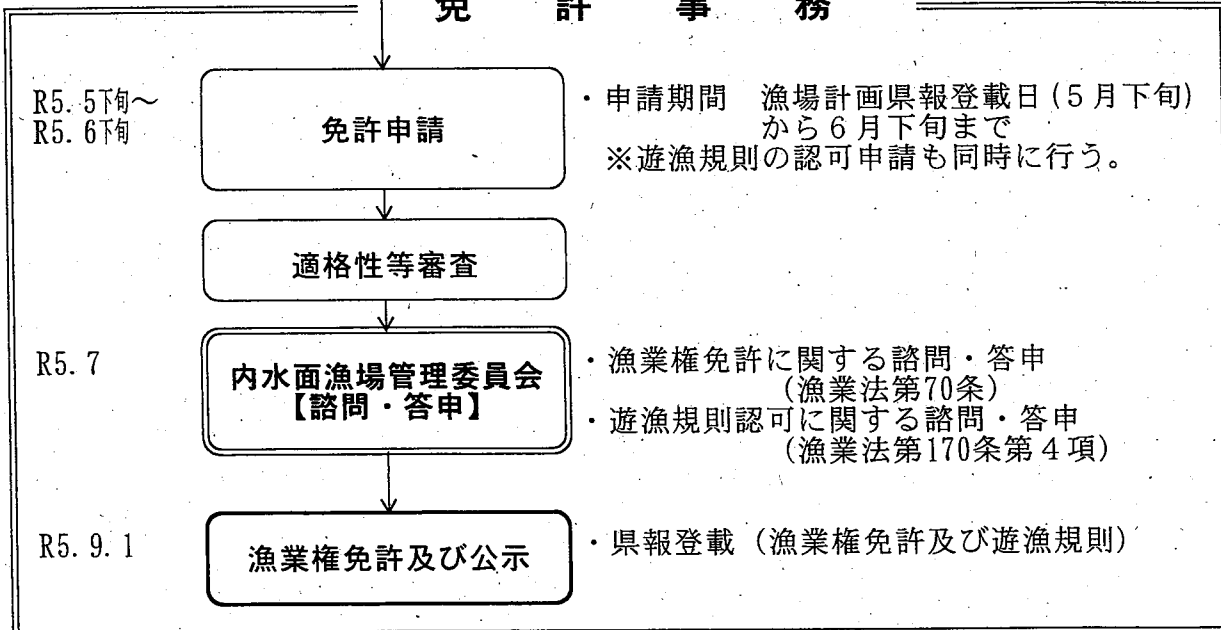
1 素案の番号	内共第28号（尾瀬沼・沼尻川）		
2 漁場の位置及び区域	次に掲げる基点甲と点アを結ぶ線から上流の沼尻川及び尾瀬沼の区域 基点甲 福島県、群馬県及び新潟県の境界点（沼尻川左岸） 点ア 基点甲から110度の方向に引いた線と沼尻川右岸との交点		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業同	いわな漁業 やまめ漁業	4月1日から9月14日まで 同
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	福島県南会津郡檜枝岐村及び群馬県利根郡片品村		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

第五種共同漁業権免許一斉切替事務日程について (参考)

内水面共同漁業権漁場計画作成



免許事務



令和5年度目標増殖量について

1 目標増殖量の概要

(1) 漁業権とは

漁業法に基づき、行政庁の免許により、一定の水面において排他的に一定の漁業を営むことのできる権利。

(2) 免許の要件

内水面における第五種共同漁業は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。(漁業法第168条)

(3) 目標増殖量とは

第五種共同漁業の免許を受けた内水面漁業協同組合が増殖(放流)しなければならない量を目標増殖量と呼んでおり、毎年、内水面漁場管理委員会が次年度の目標増殖量を示し、かつ、委員会名で県報に登載し公示する。

2 県内合計増殖実績(平成24～令和3年度)

漁業権魚種		目標増殖量 (R3)	実績										3年度 達成率 (%)
魚種名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度	
こい	kg	5,474	1,553	2,243	4,523	3,321	2,358	2,311	2,402	2,394	2,674	5,194	95
ふな	kg	4,172	2,242	2,200	2,712	2,710	2,170	2,220	2,319	2,311	2,506	2,941	70
あゆ	kg	11,277	9,501	11,425	12,596	11,370	11,704	12,215	13,189	13,544	11,565	13,817	123
うぐい	尾	429,300	248,862	328,287	447,770	333,882	251,249	304,414	311,848	322,535	342,731	384,774	90
産卵場	箇所	31	14	10	19	19	19	24	24	30	21	22	71
いわな	尾	513,800	492,340	565,310	600,120	648,337	683,305	694,201	740,467	568,934	729,928	675,027	131
やまめ	尾	585,200	423,430	501,230	634,526	537,910	534,334	624,907	595,592	564,619	696,374	626,440	107
ひめます	尾	32,200	120,000	170,000	100,000	190,000	166,000	105,000	105,000	150,000	110,000	0	0
わかさぎ	万粒	10,740	31,664	17,180	48,670	64,714	31,020	31,628	32,321	38,590	27,510	32,962	307
うなぎ	kg	245	25	15	87	90	104	125	125	125	130	207	84

令和5年度目標増殖量（事務局案）

1 目標増殖量決定の経過（平成15年9月1日漁業権免許切替*以降）

*10年に1回の漁業権免許切替

- (1) 平成19年度：漁協経営の悪化を受け、全魚種について、平成16年度の70%とした。
- (2) 平成22年度：遊漁者数の減少が顕著で、漁協収入減少の主要因となっているあゆについて、平成16年度の50%とした。
- (3) 平成23年度：一部の漁場のうぐいについて、増殖方法の変更により数量を尾数から産卵場の箇所数に振替えた。
- (4) 平成26年度：漁業権免許切替に伴い、一部の漁場のこい、ふなについて対象種から除いたほか、内水面水産試験場が実施した各湖沼河川の漁場評価に基づき、一部の漁場のあゆ、うぐいについて、目標増殖量を減らした。
- (5) 平成29年度：一部の漁場のうぐいについて、増殖方法の変更により数量を尾数から産卵場の箇所数に振替えた。
- (6) 平成31年度：一部の漁場のうぐいについて、増殖方法の変更により数量を尾数から産卵場の箇所数に振替えた。
- (7) 令和3年度：一部の漁場のうぐいについて、増殖方法の変更により数量を産卵場の箇所数から尾数に振替えた。

表1 平成15年漁業権切替以降の目標増殖量見直しの経過

年度		H16	H19	H22	H23	H26	H29	H31	R3
		漁業権 免許切替 対応	(全魚種) ⑩の70%	(あゆ) ⑩の50%	(うぐい) 増殖方法 の振替	漁業権 免許切替 対応	(うぐい) 増殖方法 の振替	(うぐい) 増殖方法 の振替	(うぐい) 増殖方法 の振替
魚種	数量								
こい	kg	8,520	5,964	→	→	5,474	→	→	→
ふな	kg	6,360	4,452	→	→	4,172	→	→	→
あゆ	kg	23,654	16,557	11,827	→	11,277	→	→	→
うぐい (産卵場)	尾 箇所	729,500 11	484,900 12	→	469,500 16	458,800 21	453,800 24	426,300 34	429,300 31
いwana	尾	693,000	513,800	→	→	513,800	→	→	→
やまめ	尾	771,000	585,200	→	→	585,200	→	→	→
ひめます	尾	46,000	32,200	→	→	32,200	→	→	→
わかさぎ	万粒	13,000	10,640	→	→	10,740	→	→	→
うなぎ	kg	270	195	→	→	245	→	→	→

2 令和5年度目標増殖量の検討

(1) 組合員と遊漁者の動向

県内の内水面漁業協同組合の組合員数は、平成9年度以降減少し、震災が発生した平成22年度には15千人を下回った。その後も減少傾向は継続し、令和3年度現在で12千人（対平成22年度比80%）となっている（図1）。

遊漁者の動向について遊漁承認証の発行数を参照すると、年券と日券の合計は、平成10年度をピークとして減少傾向が続き、震災により大きく減少した。平成24年度に過去最低の発行数の78千枚となり、以降は増加、回復傾向にあったが、その後100千枚前後で推移した。令和2年度はコロナ禍や暖冬の影響でわかさぎ遊漁が不振であったこと等により84千枚と大きく落ち込んだが、令和3年度はわかさぎ遊漁の回復や2漁協の事業再開により、119千枚と震災後としては、最も多い発行数となった(図2)。

(2) 漁協の経営状況

県内の漁協における基本収入と増殖経費の推移をみると、震災により、多くの漁協で増殖事業や遊漁等に係る漁場利用事業(以下、遊漁等事業)が制限を受けたことから、基本収入及び増殖経費は大きく減少した。その後、平成24年度以降は、基本収入、増殖経費とも増加傾向にあったが、増殖経費が基本収入を上回る状況が継続し、さらに近年は基本収入の回復の頭打ちが続いていた(図3)。増殖事業に係る基本収入との収支をみると、平成24年度以降、最大で-41百万円(令和元年度)、平均は、-23百万円/年となっている。基本収入に占める増殖経費の割合について、震災前は、概ね75%前後を推移していた(図4)。

漁協の経営状況について、震災後、休止することなく事業活動を継続している14漁協(会津方部11漁協、中通り方部1漁協、浜通り方部2漁協)の平成25年漁業権免許切替前と直近の支出総額を比較すると、規模を著しく縮小する漁協はみられないが(図5)、純資産を大きく減じた漁協(H漁協、M漁協)や自己資金が小規模で運転資金に懸念のある漁協(N漁協)が見られる(図6)。

3 令和5年度目標増殖量設定の方針

近年の組合員数及び遊漁承認証の発行数の推移から、基本収入の回復について予断が許される状況ではなく、漁協経営の更なる悪化が懸念される。このことから、目標増殖量の削減による増殖経費の圧縮により基本収入との収支バランスを見直すこととする。また、目標増殖量の負担を軽減することで、各漁協において、それぞれの経営方針に基づいた増殖事業を促進し、組合員や遊漁者の需要に応える漁場づくり、遊漁等事業の展開を図ることとする。

4 令和5年度目標増殖量(案)

目標増殖量の削減にあたっては、遊漁需要の動向について農林水産省統計部の漁業センサスを参照した。遊漁承認証発行数の資料から2008年(平成20年)を基準年とし、2013年、2018年の遊漁承認証発行数の相対値を魚種区分毎、地域区分毎(福島県、東北5県〔福島県除く〕、全国)に求め、増減の動向をもとに削減の割合を検討した。

なお、案によると、増殖事業に係る経費(種苗費)は、全魚種の合計で72百万円と試算され、同じ単価設定で試算した令和4年度の経費(88百万円)と比較すると、約18%

の削減となる。

(1) こい・ふな類

平成26年度～令和4年度目標増殖量の50%とする。

福島県における遊漁承認証の発行数は減少で推移しており、平成20年から平成30年で基準年（平成20年）の28%となっている。東北5県、全国においては減少傾向を示しており、それぞれ68%、78%となっている（図7）。いずれも減少傾向を示しているが、本県の減少割合は他と比べ大きい（東北5県との差40%、全国との差50%）。遊漁需要は、これまでの傾向から本県における需要が東北5県と同水準まで回復するには至っていない。

目標増殖量の削減については、本県と東北5県の中間の値*1程度、平成20年度の目標増殖量の50%を目安とする。これまでの設定の経過を踏まえて、平成26年度から令和4年度の目標増殖量の50%とする。

$$*1 (28\% + 68\%) \div 2 = 48\%$$

(2) あゆ

平成26年度～令和4年度目標増殖量と同じ数量とする。

福島県における遊漁承認証の発行数は減少、横ばいで推移しており、平成20年から平成30年で基準年（平成20年）の38%となっている。東北5県、全国においては減少傾向を示しており、それぞれ46%、52%となっている（図8）。本県と他東北5県、全国いずれも減少傾向を示しているが、本県の減少割合について、東北5県との差が8%、全国との差が14%となっている。

目標増殖量の削減については、本県と東北5県の中間の値*2程度、平成20年度の目標増殖量の40%を目安と考えるが、現在の設定で遊漁承認証の発行数の減少が下げ止まっている状況や本県の減少割合が東北5県と大きな差がないこと、漁協の経営状況について、あゆ遊漁等事業の有無で特に影響が認められないこと（図5、6）を考慮し、目標増殖量を維持して、遊漁需要の動向を伺うこととする。

なお、これまでの設定の経過は、平成22年度、26年度に目標増殖量の削減等を行っており、令和4年度の目標増殖量は平成20年度の68%となっている。

$$*2 (38\% + 46\%) \div 2 = 42\%$$

(3) ます類（やまめ、いわな、ひめます）

平成26年度～令和4年度目標増殖量の60%とする。

福島県における遊漁承認証の発行数は減少、横ばいで推移しており、平成20年から平成30年で基準年（平成20年）の51%となっている。東北5県、全国においては減少傾向を示しており、それぞれ76%、77%となっている（図8）。いずれも減少傾向を示しているが、本県の減少割合は他と比べ大きい（東北5県との差25%、全国との差26%）。遊漁需要は、これまでの傾向から本県における需要が東北5県と同水準まで回復するには至っていない。

目標増殖量の削減については、本県と東北5県の中間の値*³程度、平成20年度の目標増殖量の60%を目安とする。これまでの設定の経過を踏まえて、平成26年度から令和4年度までの目標増殖量の60%とする。

$$* 3 (51\% + 76\%) \div 2 = 63.5\%$$

(4) わかさぎ

平成26年度～令和4年度目標増殖量と同じ数量とする。

福島県における遊漁承認証の発行数は増加で推移しており、平成20年から平成30年で基準年(平成20年)の137%となっている。東北5県、全国においては減少傾向を示しており、それぞれ51%、78%となっている(図10)。

本県においては、東北有数のわかさぎ漁場と位置付けられ、引き続き遊漁需要に応じるため、現状の目標増殖量を維持する。

(5) その他の魚種(うなぎ、うぐい)

平成26年度～令和4年度目標増殖量の40%とする。

福島県における遊漁承認証の発行数は減少で推移しており、平成20年から平成30年で基準年(平成20年)の20%となっている。東北5県、全国においては減少傾向を示しており、それぞれ60%、58%となっている(図11)。いずれも減少傾向を示しているが、本県の減少割合は他と比べ大きい(東北5県との差40%、全国との差38%)。遊漁需要は、これまでの傾向から本県における需要が東北5県と同水準まで回復するには至っていない。

目標増殖量の削減については、本県と東北5県の中間の値*⁴程度、平成20年度の目標増殖量の40%を目安とする。これまでの設定の経過を踏まえて、平成26年度から令和4年度までの目標増殖量の40%とする。

$$* 4 (20\% + 60\%) \div 2 = 40\%$$

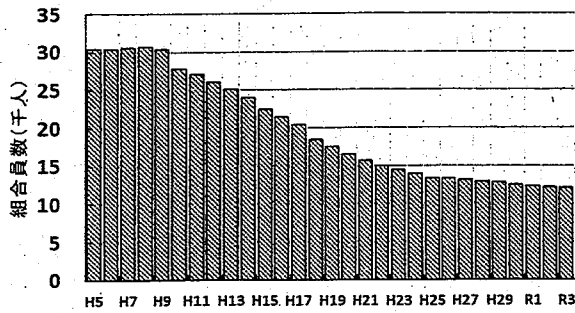


図1 内水面漁協の組合員数

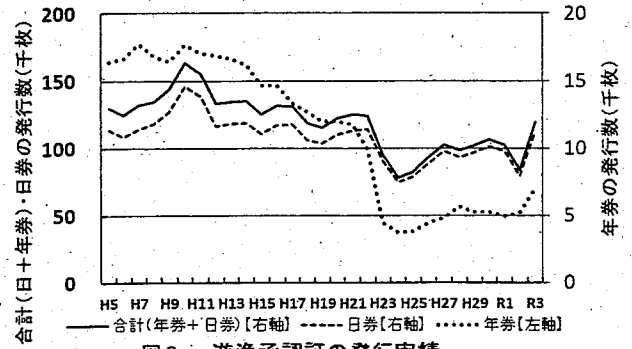


図2 遊漁承認証の発行実績

組合員数＝正組合員、准組合員数を合算

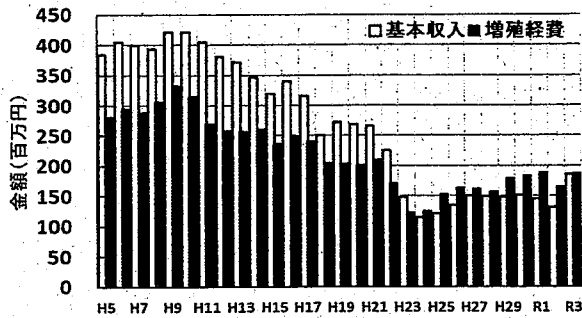


図3 基本収入及び増殖経費

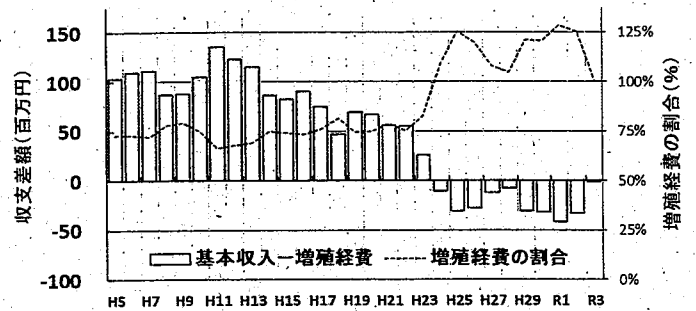


図4 基本収入と増殖経費の収支及び増殖経費の割合

基本収入＝組合員行使料、組合員賦課金、遊漁料を合算
 増殖経費＝種苗費、放流費、採捕ふ化費、河川管理費を合算

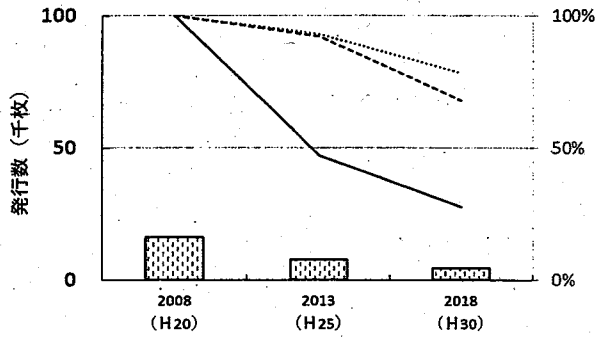


図7 こい・ふな類の遊漁承認証
発行数及び対基準年(割合)の推移

■ 発行数【左軸】 — 福島県【右軸】 - - - 東北5県【右軸】 全国【右軸】

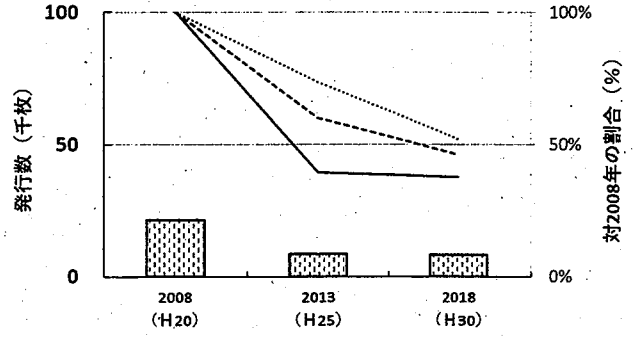


図8 あゆの遊漁承認証
発行数及び対基準年(割合)の推移

■ 発行数【左軸】 — 福島県【右軸】 - - - 東北5県【右軸】 全国【右軸】

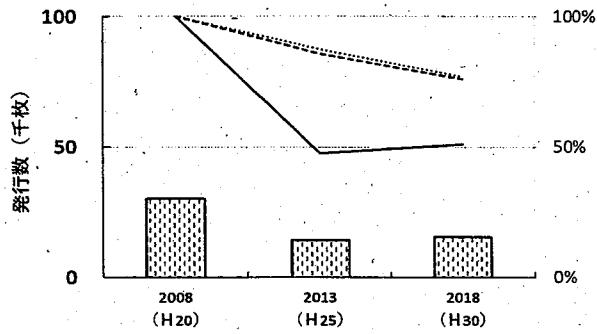


図9 ます類の遊漁承認証
発行数及び対基準年(割合)の推移

■ 発行数【左軸】 — 福島県【右軸】 - - - 東北5県【右軸】 全国【右軸】

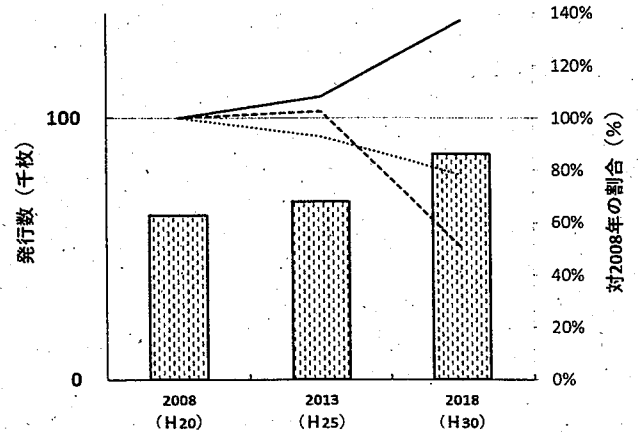


図10 わかさぎの遊漁承認証
発行数及び対基準年(割合)の推移

■ 発行数【左軸】 — 福島県【右軸】 - - - 東北5県【右軸】 全国【右軸】

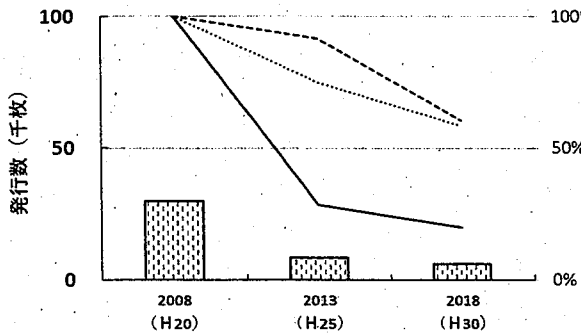


図11 その他の魚種の遊漁承認証
発行数及び対基準年(割合)の推移

■ 発行数【左軸】 — 福島県【右軸】 - - - 東北5県【右軸】 全国【右軸】

農林水産省統計部「漁業センサス」(2008、2013、2018)により作成

告示文 (案)

福島県内水面漁場管理委員会告示第 号
 内水面第五種共同漁業権漁場における令和5年度目標増殖量を次のとおり定めた。
 令和5年 月 日

福島県内水面漁場管理委員会
 会長 片山 亜 優

令和5年度目標増殖量

漁業権番号	河川名	漁業権者名	こい	ふな	あゆ	うぐい		いわな	やまめ	ひめます	わかさぎ	うなぎ		
						種苗放流	産卵造成箇所							
内共第1号	真野川	真野川漁業協同組合	21	21	126	560	-	1,680	6,300	-	100	3		
内共第2号	新田川	新田川・太田川漁業協同組合	53	7	180	1,120	-	630	8,400	-	-	4		
内共第3号	太田川	新田川・太田川漁業協同組合	18	7	35	560	-	630	3,360	-	70	1		
内共第4号	請戸川	室原川・高瀬川漁業協同組合	28	28	550	1,400	-	4,620	42,000	-	70	8		
内共第5号	熊川	泉田川漁業協同組合	-	-	120	280	-	-	5,040	-	-	-		
内共第6号	富岡川	富岡川漁業協同組合	-	-	75	2,360	0	1,260	2,100	-	-	-		
内共第7号	井出川	木戸川漁業協同組合	-	-	45	-	-	3,360	3,360	-	-	-		
内共第8号	木戸川	木戸川漁業協同組合	14	-	250	280	-	12,600	14,700	-	-	6		
内共第9号	夏井川	夏井川漁業協同組合	70	105	250	8,400	-	2,100	33,600	-	-	3		
内共第10号	鮫川	鮫川漁業協同組合	46	46	900	3,640	-	4,200	16,800	-	-	8		
内共第11号	阿武隈川	阿武隈川漁業協同組合	1,400	525	1,200	56,000	-	23,520	39,900	-	700	28		
内共第12号	久慈川	久慈川第一漁業協同組合	25	-	750	980	2	-	25,200	-	-	-		
内共第13号	猪苗代湖	猪苗代・秋元非出資漁業協同組合	32	525	-	37,410	1	10,500	4,200	-	-	14		
内共第14号	秋元湖	猪苗代・秋元非出資漁業協同組合	18	18	-	2,800	-	13,440	9,240	-	1,470	-		
内共第15号	小野川湖	檜原漁業協同組合	14	14	-	1,400	-	5,040	3,360	-	700	8		
内共第16号	檜原湖	檜原漁業協同組合	105	105	-	16,800	-	22,260	13,440	-	5,390	12		
内共第17号	阿賀川	西会津地区非出資漁業協同組合	175	175	-	2,240	-	8,820	5,460	-	-	-		
内共第18号	阿賀川 日橋川	阿賀川非出資漁業協同組合	350	350	678	14,000	-	16,800	8,400	-	70	-		
内共第19号	大川	会津非出資漁業協同組合	-	-	1,337	1,420	2	21,000	12,600	-	70	3		
内共第20号	大川	南会東部非出資漁業協同組合	105	-	855	1,600	2	21,420	15,540	-	700	-		
内共第21号	只見川	只見川漁業協同組合	91	91	126	2,620	0	10,080	6,300	-	-	-		
内共第22号	沼沢湖	沼沢漁業協同組合	-	-	-	-	-	-	-	19,320	-	-		
内共第23号	野尻川	野尻川非出資漁業協同組合	-	-	300	1,680	-	6,720	6,720	-	-	-		
内共第24号	只見川	伊北地区非出資漁業協同組合	70	-	-	1,350	1	14,700	20,160	-	1,260	-		
内共第25号	伊南川	南会津西部非出資漁業協同組合	-	-	3,500	10,560	4	67,200	25,200	-	-	-		
内共第26号	檜枝岐川 只見川	檜枝岐村漁業協同組合	-	-	-	-	-	18,900	4,200	-	-	-		
内共第27号	大高湖 奥只見川	伊北地区非出資漁業協同組合 檜枝岐村漁業協同組合	105	70	-	3,360	-	14,280	14,280	-	140	-		
内共第28号	尾瀬沼 沼尻川	檜枝岐村漁業協同組合 利根漁業協同組合	-	-	-	-	-	2,520	1,260	-	-	-		
合 計											12	19,320	10,740	98

コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る内水面漁場管理委員会指示及び当該指示に基づく水域の指定について

1 KHV病とは

- (1) 特徴 KHVはマゴイとニシキゴイにだけ感染。死亡率が高い。
- (2) 発生地区 平成10年イスラエルで発生。英国、インドネシア等に拡大。
国内では平成15年11月に茨城県霞ヶ浦で初めて確認。
- (3) その他 持続的養殖生産確保法の特定疾病に指定。
法に基づくまん延防止措置が求められている。

2 全国及び県内におけるKHV病発生状況

(1) 全国の発生状況

平成15年に96件発生し、平成16年には910件と大幅に増加した。平成17年以降は減少傾向を示し、平成21年以降は100件を下回り、令和3年は2件(図1)だった。

(農林水産省調べ)

(2) 県内の発生状況

平成16年に5件発生し、平成17年には18件と大幅に増加した。平成21年以降は発生なかったが、平成30年に1件、相双地方の公園内の池で発生した。令和3年に発生はなかった。(図2)。

3 コイの内水面養殖業収穫量

福島県のコイ内水面養殖業収穫量は、平成14、15年と茨城県に次いで全国2位。平成16年以降は、平成21年まで福島県が全国1位(次順は群馬県)。令和3年は茨城県に次いで福島県が全国2位(図3)だった。

(農林水産省調べ)

4 既発生水域について

国のコイヘルペスウイルス病防疫指針(以下、「指針」)において、既にKHV病が発生した水域を既発生水域と位置付。

福島県では阿武隈川水系を既発生水域に指定。

指針において、河川・湖沼の既発生水域を解除する要件は示されていない。

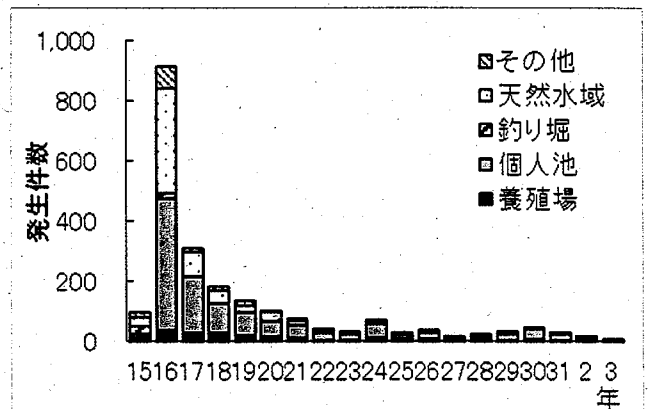


図1 全国のKHV病発生状況

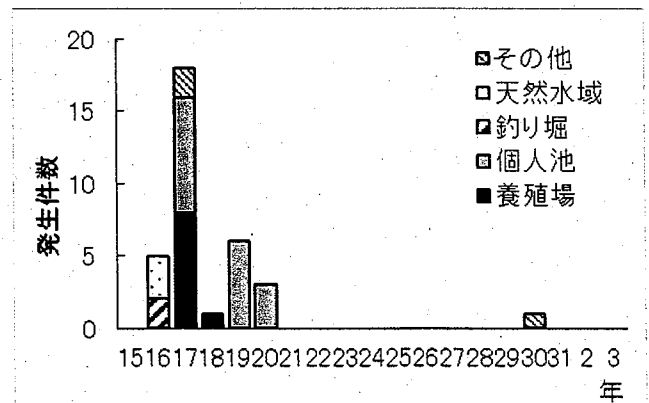


図2 県内のKHV病発生状況

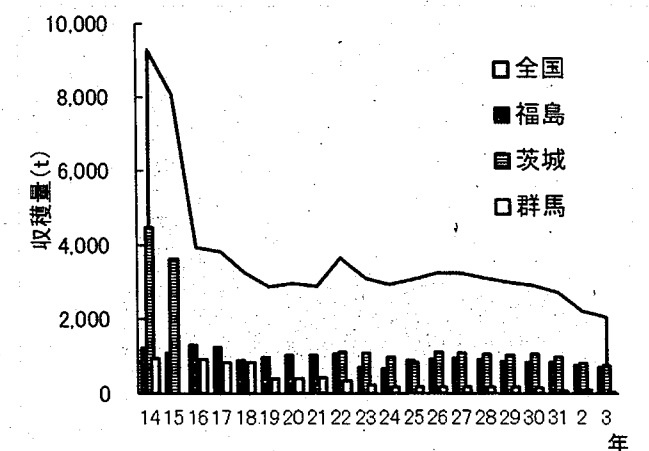


図3 コイの収穫量

令和5年度の委員会指示・及び水域の指定（案）

福島県内水面漁場管理委員会指示第__号

コイの持ち出し等について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、次のとおり指示する。

令和5年__月__日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 片山 亜 優

一 指示の内容

1 持ち出しの禁止

(一) 公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると福島県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が認めた場合は、委員会が承認した場合を除き、当該公共用水面等（以下「指定水域」という。）に生息するコイを持ち出してはならない。

(二) 委員会は、指定水域の範囲について速やかに告示するものとする。

2 放流の制限

次に掲げる要件のいずれにも該当するコイでなければ、委員会が承認した場合を除き、公共用水面等に放流してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した公共用水面等に再放流する場合は、この限りでない。

(一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたコイでないこと。

(二) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたコイと水を介しての接触がないコイであること。

(三) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）又はLAMP法でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたコイ群のコイであること。

3 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

4 1及び2に掲げる事項は、国又は地方公共団体が試験研究の用に供するコイについては、適用しない。

二 指示の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

福島県内水面漁場管理委員会告示第__号

コイの持ち出し等について指示する件（令和5年福島県内水面漁場管理委員会指示第__号）に基づき、指定水域の範囲を次のとおり定める。

令和5年__月__日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 片山 亜 優

阿武隈川本流及び支流

福島県内水面漁場管理委員会告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第2項の規定により準用する第64条第5項の規定により、次のとおり公聴会を行う。

令和5年 月 日

福島県内水面漁場管理委員会
会長 片山 亜優

一 期日及び場所並びに公述者となり得る者の範囲

期日	場所	公述者となり得る者の範囲
平成5年3月8日 午後1時30分	会津若松合同庁舎 新館2階大会議室	1 共同漁業権を有する者 2 会津方部の各漁業協同組合関係者 3 その他利害関係のある者
令和5年3月13日 午後1時30分	いわき合同庁舎 本庁舎4階大会議室	1 共同漁業権を有する者 2 熊川漁業協同組合、富岡川漁業協同組合、木戸川漁業協同組合、夏井川漁業協同組合、鮫川漁業協同組合及び久慈川第一漁業協同組合の各漁業協同組合関係者 3 その他利害関係のある者
平成5年3月15日 午後1時30分	福島県庁 本庁舎5階正庁	1 共同漁業権を有する者 2 阿武隈川漁業協同組合、真野川漁業協同組合、新田川・太田川漁業協同組合、室原川・高瀬川漁業協同組合及び泉田川漁業協同組合の各漁業協同組合関係者 3 その他利害関係のある者

二 公聴会において意見を聴こうとする案件

漁業法第67条第2項の規定により読み替えて準用する第62条の規定により福島県知事が作成した福島県内水面共同漁業権漁場計画の案について

三 公述者になろうとする者の手続

公述者になろうとする者は、住所、氏名、年齢及び職業並びに発言要旨を記載した文書を福島県内水面漁場管理委員会に提出しなければならない。文書の提出期限は、各公聴会開会の5日前までとする。

四 提出先

福島県内水面漁場管理委員会事務局
郵便番号 960-8670 住所 福島市杉妻町2番16号（水産課内）

五 公述者の選定

公述者は、文書を提出した者のうちから、福島県内水面漁場管理委員会において選定する。

公聴会開催要領（案）

1 根拠法令等

- (1) 漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第2項の規定により準用する第64条第5項
- (2) 漁業法に基づく公聴会に関する手続規程（平成7年3月31日 福島県内水面漁場管理委員会告示第4号）

2 主宰者

福島県内水面漁場管理委員会会長 片山亜優

3 期日及び場所等

区分	いわき会場	福島会場	会津会場
期日	令和5年3月13日 午後1時30分	令和5年3月15日 午後1時30分	令和5年3月8日 午後1時30分
場所	いわき合同庁舎 本庁舎4階大会議室	福島県庁 本庁舎5階正庁	会津若松合同庁舎 新館2階大会議室
意見を聴こうとする案件	漁業法第67条第2項により読み替えて準用する第62条の規定により福島県知事が作成した福島県内水面共同漁業権漁場計画の案について		
	上記のうち、浜通り南部及び中通り南部の河川等に係るもの	上記のうち、中通り北部及び浜通り北部の河川等に係るもの	上記のうち、会津方部の河川等に係るもの
公述者となり得る者の範囲	1共同漁業権を有する者 2 熊川漁業協同組合、富岡川漁業協同組合、木戸川漁業協同組合、夏井川漁業協同組合、鮫川漁業協同組合及び久慈川第一漁業協同組合の各漁業協同組合関係者 3その他利害関係のある者	1共同漁業権を有する者 2 阿武隈川漁業協同組合、真野川漁業協同組合、新田川・太田川漁業協同組合、室原川・高瀬川漁業協同組合及び泉田川漁業協同組合の各漁業協同組合関係者 3その他利害関係のある者	1共同漁業権を有する者 2 会津方部の各漁業協同組合関係者 3その他利害関係のある者
担当委員	会長 浜通り方部、中通り方部 在住委員他	会長 中通り方部在住委員他	会長 会津方部在住委員他

4 公述者の手続

公述者になろうとする者は、住所、氏名、年齢及び職業並びに発言要旨を記載した文書*を福島県内水面漁場管理委員会に提出しなければならない。文書*の提出期限は、公聴会開会の5日前までとする。 ※文書：別紙1 公述申請書

5 提出先

福島県内水面漁場管理委員会事務局
郵便番号 960-8670 住所 福島市杉妻町2番16号（水産課内）

6 公述者の選定

公述者は、公述申請書の文書を提出した者の中から、公聴会開会前に出席委員により、選定する。

7 公聴会次第（案）

別紙2のとおり

公 述 申 請 書

令和5年 月 日

福島県内水面漁場管理委員会長

住 所 _____

氏 名 _____ 印

年 齢 _____

職 業 _____

下記のとおり公述いたしたく申請します。

記

(公述の要旨)

内共第 号福島県内水面共同漁業権漁場計画の案について

公聴会次第（案）

- 1 開 会
- 2 主宰者あいさつ（会長）
- 3 漁場計画の説明（知事部局）
- 4 公述者に対する注意（事務局）
- 5 公述者の公述
- 6 公述者に対する委員の質疑
- 7 閉 会

※1 公述者に対する注意事項

- 1 公述者は、発言するときは会長の許可を受けなければならない、公述申請書等の文書に記載された発言要旨の範囲を超えて発言してはならない。
- 2 公述者は、委員会の委員に対して質疑をすることができない。
- 3 会長は、公述者の発言が、その意見を聴こうとする範囲を超え、又は、公述者に不穏当な言動があったときは、発言の制止又は退場を命ずる。

※2 公述者に対する委員の質疑について

委員会の委員は、会長の許可を得て、公述者に対して質疑をすることができる。

<参考>

漁業法に基づく公聴会に関する手続規程

平成七年三月三十一日

福島県内水面漁場管理委員会告示第四号

漁業法に基づく公聴会に関する手続規程を次のように定める。

漁業法に基づく公聴会に関する手続規程

(趣旨)

第一条 福島海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)が漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の規定に基づいて公聴会を開催しようとするときは、この規程の定めるところによる。

(開催の決定)

第二条 委員会において、公聴会を開催しようとするときは、あらかじめ、その決議をするものとする。

(主宰者)

第三条 公聴会は、会長が主宰して行う。

(会議上の拘束)

第四条 委員会は、公聴会においては討論及び表決を行わない。

(期日、案件等の公告)

第五条 委員会は、公聴会を開催しようとするときは、公聴会を開催するべき期日の二週間前までに、期日、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公告する。

2 前項の公告は、次に掲げる方法による。

- 一 福島県報への登載
- 二 委員会の掲示場への掲示

(文書の提出)

第六条 委員会は、公聴会において意見を述べようとする利害関係人に対して、あらかじめ、発言の内容の要旨等を文書で提出させるものとする。

(公述者)

第七条 公聴会における利害関係人の範囲は、次に掲げるものとする。

- 一 漁業権者

- 二 入漁権者
- 三 漁業権漁業の経営者
- 四 漁業協同組合関係者
- 五 その他利害関係のある者

2 公聴会において意見を述べることができる者（以下「公述者」という。）は、前条の規定により文書を提出した利害関係人のうちから委員会において選ぶものとする。

(公述の機会の公平)

第八条 公聴会において意見を聴こうとする案件につき、賛成者と反対者とがあるときは、双方から公述者を選ぶものとする。

(公述者の発言)

第九条 公述者は、公聴会の期日に出席し、会長の許可を得て発言することができる。

第十条 公述者の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

2 公述者の発言が前項の範囲を超え、又は公述者に不穏当な言動があったときは、会長は、その発言を制限し、又は退場を命ずることができる。

(委員の質疑)

第十一条 委員会の委員は、会長の許可を得て、公述者に対し質疑することができる。ただし、公述者が委員に質疑することはできない。

(代理人又は文書による公述)

第十二条 公述者は、委員会の同意を得たときには、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提出することができる。

2 前項の規定により公述者の代理人として発言する者は、代理人であることを証する書面を提示しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

漁業法抜粋

(定義)

第六十条 この章において「漁業権」とは、定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権をいう。

2 この章において「定置漁業権」とは、定置漁業を営む権利をいい、「区画漁業権」とは、区画漁業を営む権利をいい、「共同漁業権」とは、共同漁業を営む権利をいう。

3 この章において「定置漁業」とは、漁具を定置して営む漁業であつて次に掲げるものをいう。

一 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深二十七メートル（沖縄県にあつては、十五メートル）以上であるもの（瀬戸内海（第一百五十二条第二項に規定する瀬戸内海をいう。）におけるます網漁業並びに陸奥湾（陸奥湾の海面として農林水産大臣の指定するものをいう。）における落とし網漁業及びます網漁業を除く。）

二 北海道においてさけを主たる漁獲物とするもの

4 この章において「区画漁業」とは、次に掲げる漁業をいう。

一 第一種区画漁業 一定の区域内において石、瓦、竹、木その他の物を敷設して営む養殖業

二 第二種区画漁業 土、石、竹、木その他の物によつて囲まれた一定の区域内において営む養殖業

三 第三種区画漁業 一定の区域内において営む養殖業であつて前二号に掲げるもの以外のもの

5 この章において「共同漁業」とは、次に掲げる漁業であつて一定の水面を共同に利用して営むものをいう。

一 第一種共同漁業 藻類、貝類又は農林水産大臣の指定する定着性の水産動物を目的とする漁業

二 第二種共同漁業 海面（海面に準ずる湖沼として農林水産大臣が定めて告示する水面を含む。以下同じ。）のうち農林水産大臣が定めて告示する湖沼に準ずる海面以外の水面（次号及び第四号において「特定海面」という。）において網漁具（えりやな類を含む。）を移動しないように敷設して営む漁業であつて定置漁業以外のもの

三 第三種共同漁業 特定海面において営む地びき網漁業、地こぎ網漁業、船びき網漁業（動力漁船を使用するものを除く。）、飼付漁業又はつきいそ漁業（第一号に掲げるものを除く。）

四 第四種共同漁業 特定海面において営む寄魚漁業又は鳥付こぎ釣漁業

五 第五種共同漁業 内水面（海面以外の水面をいう。以下同じ。）又は第二号の湖沼に準ずる海面において営む漁業であつて第一号に掲げるもの以外のもの

6 この章において「動力漁船」とは、推進機関を備える船舶であつて次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 専ら漁業に従事する船舶

二 漁業に従事する船舶であつて漁獲物の保蔵又は製造の設備を有するもの

三 専ら漁場から漁獲物又はその製品を運搬する船舶

四 専ら漁業に関する試験、調査、指導若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締りに従事する船舶であつて漁ろう設備を有するもの

7 この章において「入漁権」とは、設定行為に基づき、他人の区画漁業権（その内容たる漁業を自ら営まない漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が免許を受けるものに限る。）又は共同漁業権（以

下この章において「団体漁業権」と総称する。)に属する漁場において当該団体漁業権の内容たる漁業の全部又は一部を営む権利をいう。

8 この章において「保全活動」とは、水産動植物の生育環境の保全又は改善その他沿岸漁場の保全のための活動であつて農林水産省令で定めるものをいう。

9 この章において「保全沿岸漁場」とは、漁業生産力の発展を図るため保全活動の円滑かつ計画的な実施を確保する必要がある沿岸漁場として都道府県知事が定めるものをいう。

(海区漁場計画) ※第六十七条により第二項第一号を内水面に読替え

第六十二条 都道府県知事は、その管轄に属する海面について、五年ごとに、海区漁場計画を定めるものとする。ただし、管轄に属する海面を有しない都道府県知事にあつては、この限りでない。

2 海区漁場計画においては、海区(第百三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。)ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該海区に設定する漁業権について、次に掲げる事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 漁業の種類

ハ 漁業時期

ニ 存続期間(第七十五条第一項の期間より短い期間を定める場合に限る。)

ホ 区画漁業権については、個別漁業権(団体漁業権以外の漁業権をいう。次節において同じ。)又は団体漁業権の別

へ 団体漁業権については、その関係地区(自然的及び社会経済的条件により漁業権に係る漁場が属すると認められる地区をいう。第七十二条及び第百六条第四項において同じ。)

ト イからへまでに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

二 当該海区に設定する保全沿岸漁場について、次に掲げる事項。

イ 漁場の位置及び区域

ロ 保全活動の種類

ハ イ及びロに掲げるもののほか、保全沿岸漁場の設定に関し必要な事項

(海区漁場計画の要件等) ※第六十七条により第一項(第六号を除く)、第二項を内水面に読替え

第六十三条 海区漁場計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 それぞれの漁業権が、海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていること。

二 海区漁場計画の作成の時に適切かつ有効に活用されている漁業権(次号において「活用漁業権」という。)があるときは、前条第二項第一号イからへまでに掲げる事項が当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権(次号において「類似漁業権」という。)が設定されていること。

三 前号の場合において活用漁業権が団体漁業権であるときは、類似漁業権が団体漁業権として設定されていること。

四 前号の場合のほか、漁場の活用の現況及び次条第二項の検討の結果に照らし、団体漁業権として

区画漁業権を設定することが、当該区画漁業権に係る漁場における漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合には、団体漁業権として区画漁業権が設定されていること。

六 それぞれの保全沿岸漁場が、海区に設定される漁業権の内容たる漁業に係る漁場の使用と調和しつつ、水産動植物の生育環境の保全及び改善が適切に実施されるように設定されていること。

2 都道府県知事は、海区漁場計画の作成に当たっては、海区に係る海面全体を最大限に活用するため、漁業権が存しない海面をその漁場の区域とする新たな漁業権を設定するよう努めるものとする。

(海区漁場計画の作成の手続) ※第六十七条により内水面に読替え

第六十四条 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の検討の結果を踏まえて海区漁場計画の案を作成しなければならない。

4 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

5 海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、海区漁場計画を作成したときは、当該海区漁場計画の内容その他農林水産省令で定める事項を公表するとともに、漁業の免許予定日及び第九十九条の沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらの申請期間を公示しなければならない。

7 前項の免許予定日及び指定予定日は、同項の規定による公示の日から起算して三月を経過した日以後の日としなければならない。

8 前各項の規定は、海区漁場計画の変更について準用する。

(内水面漁場計画)

第六十七条 都道府県知事は、その管轄に属する内水面について、五年ごとに、内水面漁場計画を定めるものとする。

2 第六十二条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第六十三条第一項（第六号を除く。）及び第二項並びに第六十四条から前条までの規定は、内水面漁場計画について準用する。この場合において、第六十二条第二項中「海区（第三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に」とあるのは「次に」と、第六十四条第六項中「免許予定日及び第九十九条の沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらの」とあるのは「免許予定日及び」と、同条第七項中「免許予定日及び指定予定日」とあるのは「免許予定日」と読み替えるものとする。

(漁業権の存続期間)

第七十五条 漁業権の存続期間は、免許の日から起算して、区画漁業権（真珠養殖業を内容とするものその他の農林水産省令で定めるものに限る。）及び共同漁業権にあつては十年、その他の漁業権にあつては五年とする。

2 都道府県知事が海区漁場計画又は内水面漁場計画において前項の期間より短い期間を定めた漁業権の存続期間は、同項の規定にかかわらず、当該都道府県知事が定めた期間とする。

(漁業権の条件)

第八十六条 都道府県知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、漁業権に条件を付けることができる。

2 前項の条件を付けようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

3 農林水産大臣は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、漁業調整のため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第一項の規定により漁業権に条件を付けるべきことを指示することができる。

4 免許後に第一項の条件を付けようとする場合における第二項の海区漁業調整委員会の意見については、第八十九条第四項から第七項までの規定を準用する。この場合において、同条第四項中「前項の場合において、漁業権を取り消すべき旨」とあるのは、「第八十六条第一項の規定により漁業権に条件を付けるべき旨」と読み替えるものとする。

福島県内水面区画漁業権漁場計画の素案について

1 根拠

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第67条第1項の規定に基づき、都道府県知事は、その管轄に属する内水面について、5年ごとに、内水面漁場計画を定めるものとされている。

現在免許している区画漁業権の存続期間が令和5年12月31日で満了となることから、令和6年1月1日以降の内水面漁場計画を定めることとなる。

2 現在の区画漁業権免許状況

種 類	免許件数	存続期間	免許の状況
第二種区画漁業	39	H31. 1. 1～R5. 12. 31	別紙1のとおり

3 漁場計画作成に向けた考え方

法第67条第2項により準用する法第63条第1項第2号の規定に基づき、現在免許している漁業権が適切かつ有効に活用されていると判断されることから、当該漁業権とおおむね等しいと認められる内容を漁場計画として設定する。

また、新たな区画漁業権の要望があった水面については、当該漁場の自然条件や利用状況等を踏まえ、実現可能性を判断しながら、漁業者、管理者等の利害関係者の意見聴取を行って、漁場計画を作成する。

なお、改正漁業法の施行により、区画漁業権については、新たに団体漁業権（自ら当該漁業を営まない漁業協同組合等への免許）と個別漁業権（自ら当該漁業を営む者への免許）の別を定めることとなる。これについては、現行の区画漁業権を漁業権者が自ら当該漁業を営んでいる行使状況を踏まえて、個別漁業権を設定する。

4 内水面漁場計画（区画漁業権）素案の概要

事 項	内 容
漁業権について次に掲げる事項(法第62条第2項)	
イ 漁場の位置	現行免許と同様 新規(1件)を追加
漁場の区域	同上
ロ 漁業の種類	第二種区画漁業権(現行免許と同様)
漁業の名称 ※1	こい養殖業(現行免許と同様)、 こい・うぐい養殖業(変更)
ハ 漁業時期	1月1日から12月31日(現行免許と同様)
ニ 存続期間 ※2	
ホ 個別漁業権	個別漁業権

団体漁業権の別	
へ 関係地区 ※3	
ト 漁業権の設定に 関し必要な事項	－（現行免許と同様）
条件（法第86条）	現行免許と同様

※1 国からの技術的助言である「海区漁場計画の策定等について（令和4年4月14日付け4水管第57号）」を受け、漁業の種類と併記して、魚種名及び養殖方法を冠して表示するもの。

※2 第75条第1項の規定のとおり存続期間は五年とすることから、不要。

※3 個別漁業権を設定することから、不要。

（1）漁場計画の内容

現行の漁業権者への要望調査及び現地調査の結果に基づき、28件の漁業権について漁場計画を作成する。

ア 現在免許している区画漁業権

全39件の第二種区画漁業権のうち、漁業権者から要望のあった27件は、令和6年以降の5年間について、引き続き漁業権を設定するため、漁場計画を作成する。

このうち26件は、現行免許と同様の漁場計画とする。1件は、現行の漁業権者からコイに加え、ウグイを養殖対象とする生産計画の要望があったことから漁業の名称を変更する。

イ 新たに免許する区画漁業権

1件のため池について、こい養殖業を営むため漁業権を設定する要望があったもの。当該水面については、過去に第二種区画漁業権（こい養殖業）を設定したが、現行の漁業権存続期間においては、免許希望者がなかったことから設定してない。現地調査により、自然条件や利用状況を確認した結果、こい養殖業が可能であることから、漁場計画を作成する。

ウ 漁業権の条件（ア、イ共通）

現行免許と同様に以下の条件を付すこととする。

条件

- 1 ため池からの取水及び排水の管理に支障を及ぼしてはならない。
- 2 ため池の堤体、施設等の保全及び維持管理に支障を及ぼしてはならない。
- 3 ため池の改修工事に支障を及ぼしてはならない。
- 4 ため池に逃魚防止網等の施設を設置する場合は、ため池の管理機関に協議しなければならない。
- 5 養魚に当たっては、常に地域環境の保全に留意しなければならない。

5 福島県内水面漁場計画（区画漁業権）素案における漁業権の内容 別紙2のとおり

内水面区画漁業権

漁業権番号	漁業権者	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域
内区第1号	熊田純幸	こい養殖業	本宮市青田字碓森537	大谷池
3	熊田純幸	こい養殖業	本宮市岩根字池前186	大池
4	廣瀬義晴	きんぎょ養殖業	郡山市富久山町福原字福原157の1、158の1	上ノ池
5	熊田純幸	こい養殖業	郡山市富久山町久保田字北谷68	善宝池
6	代表者 鈴木征夫 熊田眞幸	こい養殖業	郡山市宇山崎	五百淵池
7	有限会社 熊田養殖場	こい養殖業	郡山市深沢293	酒蓋池
8	廣瀬一臣	こい養殖業	郡山市大槻町字美女池	美女池
9	有限会社 熊田養殖場	こい養殖業	郡山市大槻町字隠居免44	鎌倉池
10	有限会社 熊田養殖場	こい養殖業	郡山市大槻町字中ノ平南	新池
11	廣瀬一臣	こい養殖業	郡山市安積町笹川字荒池	荒池
12	七海勝也	こい養殖業	郡山市安積町成田字丸山24	知行池
13	七海勝也	こい養殖業	郡山市安積町成田字盛山	海道池
14	有限会社 熊田養殖場	こい養殖業	郡山市安積町荒井字大久保89	大久保池
15	有限会社 熊田養殖場	こい養殖業	郡山市安積町荒井字萬海	万海池
16	七海勝也	こい養殖業	郡山市安積町成田字長山	馬場池
17	富澤 洸	こい養殖業	郡山市三穂田町川田字業ノ木	業ノ木池
18	富澤 洸	こい養殖業	郡山市三穂田町川田字業ノ木	新高野池
19	富澤 洸	こい養殖業	郡山市三穂田町川田字高野	高野池
20	代表者 酒井徳江 廣瀬一臣	こい養殖業	郡山市三穂田町川田字被下	かつぎ下 たため池
21	熊田憲道	こい養殖業	郡山市三穂田町駒屋字中沢	長池
22	佐藤鉄夫	こい養殖業	郡山市三穂田町川田字上板橋	新池
23	古川常雄	こい養殖業	郡山市三穂田町富岡字大久保9	大久保池
24	古川常雄	こい養殖業	郡山市三穂田町富岡字南池上	三本木池
25	古川常雄	こい養殖業	郡山市三穂田町富岡字北池上	三本木池
26	熊田純幸	こい養殖業	郡山市三穂田町鶴山字七ツ池	七ツ池

別紙1

漁業権番号	漁業権者	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域
27	有限会社 熊田養殖場	こい養殖業	郡山市遠瀬町多田野字上釜の前	釜の前池
28	熊田純幸	こい養殖業	郡山市遠瀬町多田野字下北沢2	北沢ため池
29	熊田純幸	こい養殖業	郡山市遠瀬町河内字山田120	山田池
30	熊田純幸	こい養殖業	郡山市遠瀬町河内字鳥井戸102	鳥井ため池
31	熊田純幸	こい養殖業	郡山市遠瀬町多田野字堀口233	本沢池
32	熊田純幸	こい養殖業	須賀川市越久字延命池20	延命池
33	熊田純幸	こい養殖業	須賀川市館ヶ岡字上ノ池25の1	上の池
34	熊田純幸	こい養殖業	須賀川市西川字笹平48	笹平池
35	熊田純幸	こい養殖業	須賀川市越久字真米22	真米池
36	廣瀬一臣	こい養殖業	須賀川市袋田字子は清水44	北の内池
37	廣瀬一臣	こい養殖業	西白河郡矢吹町字松房41	松房池
38	廣瀬一臣	こい養殖業	西白河郡矢吹町字大久保46	牡丹池
39	熊田純幸	こい養殖業	西白河郡西郷村大字真船字赤坂5の2	赤坂ため池
40	熊田純幸	こい養殖業	西白河郡西郷村大字小田字大沢1	黒森ため池

※ 漁業権番号「2」は欠番
合計39件

福島県内水面区画漁業権漁場計画の素案における漁業権の内容

現行漁業権にかかる漁業権者等				次回漁業権免許にかかる漁場計画素案						
免許番号	漁業権者	(参考) 次回免許希望 の有無	(公示予定) 免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権又 は団体漁業権 の別	
内区第3号	熊田純幸	有	内区第1号	本宮市岩根字池前186	大池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	個別漁業権	
内区第5号	熊田純幸	"	内区第2号	郡山市富久山町久保田字北谷68	善宝池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	個別漁業権	
内区第6号	(代)鈴木征夫、熊田眞幸	"	内区第3号	郡山市山崎	五百淵池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	個別漁業権	
内区第7号	(有)熊田養鯉場 (代)熊田眞幸	"	内区第4号	郡山市深沢293	酒蓋池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	個別漁業権	
内区第8号	廣瀬一臣	"	内区第5号	郡山市大槻町字美女池	美女池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	個別漁業権	
内区第9号	(有)熊田養鯉場 (代)熊田眞幸	"	内区第6号	郡山市大槻町字隠居免44	鎌倉池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	個別漁業権	
内区第10号	(有)熊田養鯉場 (代)熊田眞幸	"	内区第7号	郡山市大槻町字中ノ平南	新池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	個別漁業権	
内区第11号	廣瀬一臣	"	内区第8号	郡山市安積町笹川字荒池	荒池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	個別漁業権	
内区第15号	(有)熊田養鯉場 (代)熊田眞幸	"	内区第9号	郡山市安積町荒井字萬海	万海池	第二種区画漁業権	こい養殖業 こい養殖業(注)	1月1日から12月31日	個別漁業権	
内区第17号	富澤光	"	内区第10号	郡山市三穂田町川田字葉ノ木	葉ノ木池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	個別漁業権	
内区第18号	富澤光	"	内区第11号	郡山市三穂田町川田字葉ノ木	新高野池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	個別漁業権	
内区第19号	富澤光	"	内区第12号	郡山市三穂田町川田字高野	高野池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	個別漁業権	
内区第20号	(代)酒井徳江、廣瀬一臣	"	内区第13号	郡山市三穂田町川田字被下	かつぎ下ため池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	個別漁業権	
内区第22号	佐藤鉄夫	"	内区第14号	郡山市三穂田町川田字上板橋	新池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	個別漁業権	
内区第26号	熊田純幸	"	内区第15号	郡山市三穂田町鍋山字七ツ池	七ツ池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	個別漁業権	
内区第27号	(有)熊田養鯉場 (代)熊田眞幸	"	内区第16号	郡山市逢瀬町多田野字上釜の前	釜の前池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	個別漁業権	
内区第28号	熊田純幸	"	内区第17号	郡山市逢瀬町多田野字下北沢2	北沢ため池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	個別漁業権	
内区第29号	熊田純幸	"	内区第18号	郡山市逢瀬町河内字山田120	山田池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	個別漁業権	

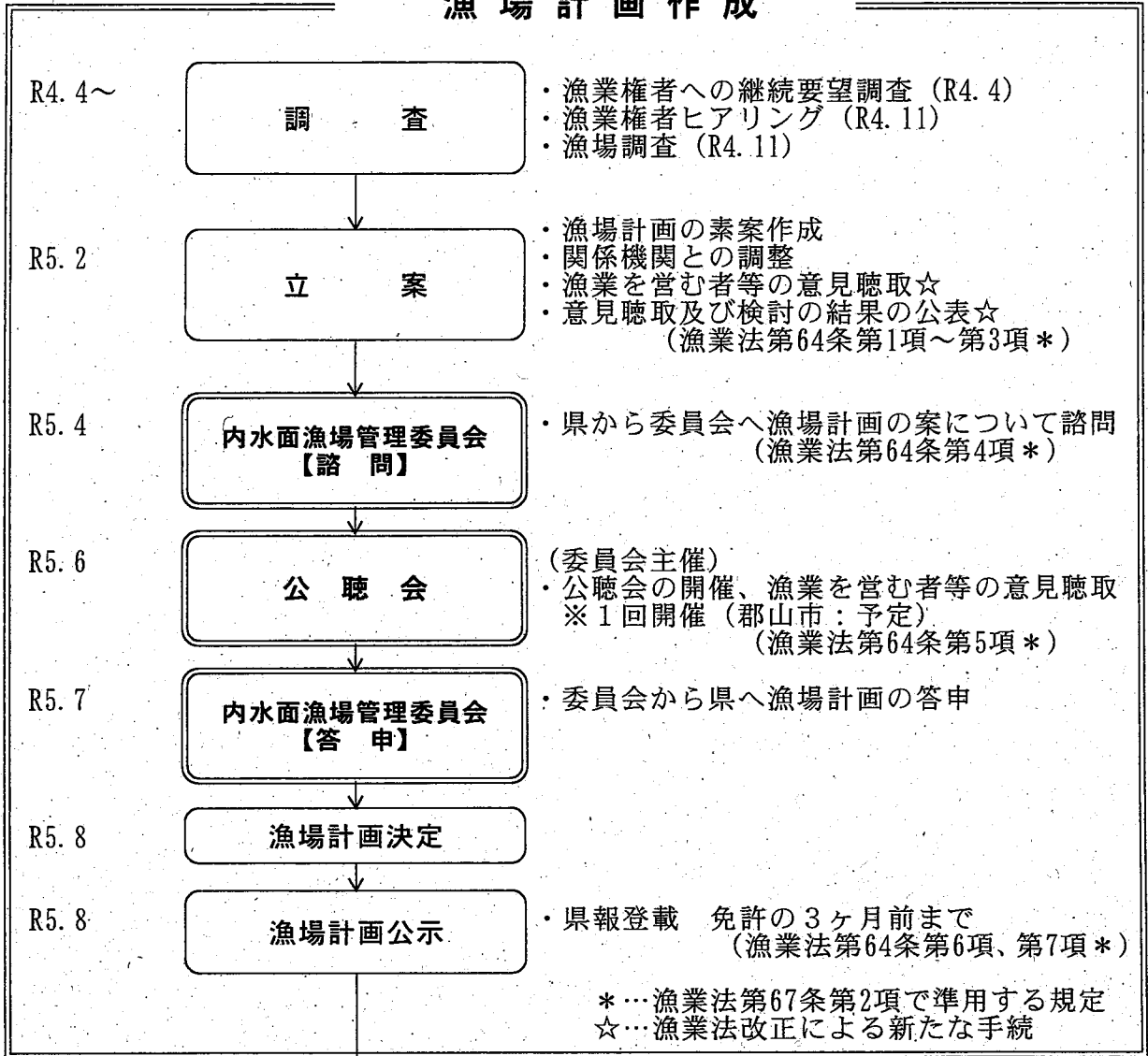
内区第30号	熊田純幸	"	内区第19号	郡山市逢瀬町河内字鳥井戸 102	堂尻ため池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12 月31日	個別漁業権
内区第31号	熊田純幸	"	内区第20号	郡山市逢瀬町多田野字堀口 233	本沢池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12 月31日	個別漁業権
内区第33号	熊田純幸	"	内区第21号	須賀川市舘ヶ岡字上ノ池25 一	上の池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12 月31日	個別漁業権
内区第34号	熊田純幸	"	内区第22号	須賀川市西川字笹平48	笹平池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12 月31日	個別漁業権
内区第35号	熊田純幸	"	内区第23号	須賀川市越久字真米22	真米池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12 月31日	個別漁業権
内区第36号	廣瀬一臣	"	内区第24号	須賀川市袋田子は清水44	北の内池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12 月31日	個別漁業権
内区第37号	廣瀬一臣	"	内区第28号	西白河郡矢吹町松房41	松房池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12 月31日	個別漁業権
内区第38号	廣瀬一臣	"	内区第27号	西白河郡矢吹町大久保46	牡丹池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12 月31日	個別漁業権
内区第39号	熊田純幸	"	内区第28号	西白河郡西郷村大字真船字 赤坂5-2	赤坂ため池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12 月31日	個別漁業権
新規		"	内区第25号	須賀川市仁井田字上ノ池	七つ池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12 月31日	個別漁業権

(注記)

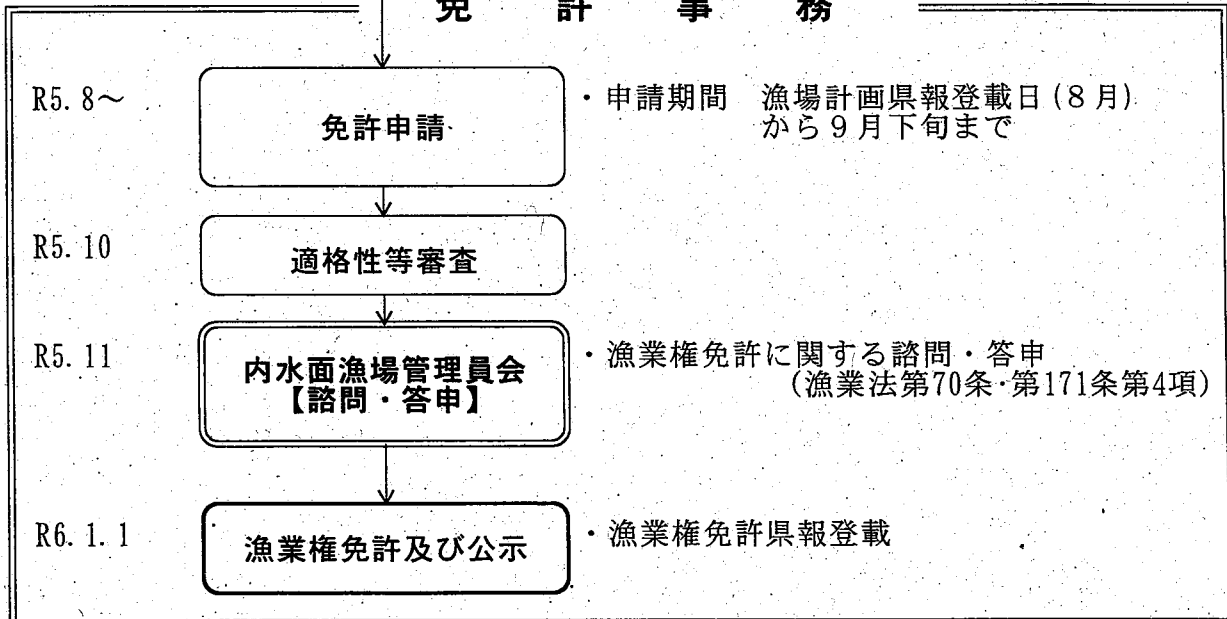
・現行免許番号「内区第15号」の漁業の名称について、現行「こい養殖業」から「こいぐい養殖業」に変更する。

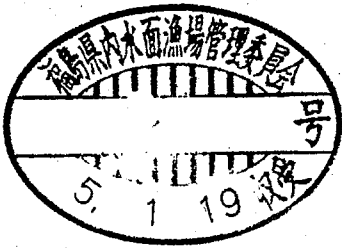
第二種区画漁業権免許一斉切替事務日程について (参考)

漁場計画作成



免許事務





4生流第3699号
令和5年1月19日

福島県内水面漁場管理委員会長 様

福島県知事



漁業権に係る資源管理状況等について（報告）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第90条第1項の規定に基づき漁業権者より報告のあった、漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況等について、同条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況及び漁場の活用の状況等について、概ね、適切かつ有効に活用されていることを確認した。

（事務担当 農林水産部水産課 主事 村上 電話 024-521-7379）

1 概要

漁業権を有する者（以下「漁業権者」という。）は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第90条第1項及び漁業法施行規則（昭和25年農林省令第16号。以下「施行規則」という。）第28条第1項に基づき、1年に1回以上、漁場の活用状況等を知事に報告することが義務付けられた。

漁業権者から報告を受けた知事は、報告事項に関する意見を付して、内水面漁場管理委員会に報告をするものとされた。

2 根拠規定

漁業法第90条第2項、漁業法施行規則第28条第3項

3 報告方法

「漁業権に係る資源管理の状況等の報告について（通知）（令和4年6月10日付け4生流第1080号）」において、各漁業権者へ以下の事項を通知した。

- (1) 報告期限：令和4年7月25日（月）
- (2) 報告方法：法第90条第1項及び施行規則第28条第2項に定める事項について書面により報告
- (3) 報告の対象となる期間：各内水面漁業協同組合の令和3事業年度

4 報告結果

(1) 資源管理の状況

県漁業調整規則、漁業権行使規則の遵守のほか、資源維持のためカワウや外来魚等の駆除や食害防除対策、地域住民と連携した稚魚放流イベントが実施された。

(2) 漁場の活用状況

ア 採捕者数（遊漁券の販売枚数）

別紙1 遊漁承認証発行数（令和3年度）のとおり。

令和3年度は、前年に暖冬等により不振であったわかさぎ遊漁の回復や阿武隈川漁協、木戸川漁協の事業再開により、119千枚と震災後としては、最も多い発行数となった。

イ 魚種別増殖実施量

別紙2 漁場別増殖実績（平成24～令和3年度）のとおり。

原子力災害の影響で、一部の河川・湖沼において、継続して、国から出荷制限の指示が出されている魚種があり、令和3年度の目標増殖量について、関係する漁協から目標増殖量の未達成の事前協議があった。

【事前協議のあった漁協】

内共14号 猪苗代・秋元非出資漁業協同組合

- ・目標増殖量達成困難魚種：こい・ふな
- ・理由：国からの出荷制限が指示されており、遊漁承認証の販売収入が見込めないことから、増殖経費の確保が困難なため。

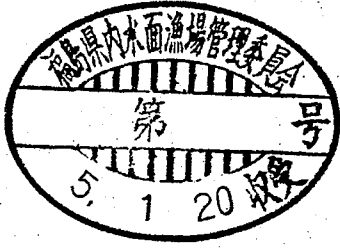
漁場別増殖実績(平成24~令和3年度)

漁業権者	漁業権魚種		目標増殖量 (R3)	実 績										3年度 達成率(%)	摘 要
	魚種名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度		
内共1 真野川 真野川漁協	こい	kg	42	0	42	62	0	0	0	0	42	42	42	100	・遊漁未再開 ・出荷制限(ふな、あゆ、うぐい、やまめ)
	ふな	kg	42	0	42	62	0	0	0	0	42	42	42	100	
	あゆ	kg	126	60	130	130	0	130	130	130	130	130	130	103	
	うぐい	尾	1,400	0	1,400	1,400	0	0	1,400	1,400	1,400	1,667	1,400	100	
	いwana	尾	2,800	0	2,800	0	0	0	2,800	0	2,800	3,000	3,000	107	
	やまめ	尾	10,500	0	10,500	0	0	0	3,000	0	5,000	10,500	10,500	100	
	わかさぎ	万粒	100			500	0	0	100	0	100	100	100	100	
	うなぎ	kg	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	
内共2 新田川 新田川・太田川漁協	こい	kg	105	0	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	・漁協休止中 ・遊漁未再開 ・出荷制限(あゆ、やまめ)
	ふな	kg	14	0	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	あゆ	kg	180	0	280	250	0	0	0	0	0	0	0	0	
	うぐい	尾	2,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	いwana	尾	1,050	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	やまめ	尾	14,000	0	5,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	わかさぎ	万粒	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	うなぎ	kg	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
内共3 太田川 新田川・太田川漁協	こい	kg	35	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	・漁協休止中 ・遊漁未再開 ・出荷制限(やまめ)
	ふな	kg	14	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	あゆ	kg	35	0	20	50	0	0	0	0	0	0	0	0	
	うぐい	尾	1,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	いwana	尾	1,050	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	やまめ	尾	5,600	0	10,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	わかさぎ	万粒	70	0	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	うなぎ	kg	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
内共4 請戸川 室原川・高瀬川漁協、泉田川 漁協	こい	kg	56	0	0	0	0	0	0	30	30	60	60	107	・遊漁未再開
	ふな	kg	56	0	0	0	0	0	0	30	30	60	60	107	
	あゆ	kg	550	0	200	330	400	400	400	500	500	500	500	91	
	うぐい	尾	3,500	0	0	0	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	143	
	いwana	尾	7,700	0	0	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	10,000	20,000	260	
	やまめ	尾	70,000	0	0	40,000	40,000	40,000	40,000	50,000	50,000	50,000	46,300	66	
	わかさぎ	万粒	70	0	0	0	0	0	0	100	100	100	100	143	
	うなぎ	kg	21	0	0	0	0	0	0	10	10	10	10	48	
内共5 熊川 熊川漁協	あゆ	kg	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	25	・遊漁未再開 ・一部漁場に帰宅困難区域を含む
	うぐい	尾	700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,334	476	
	やまめ	尾	8,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
内共6 富岡川 富岡川漁協	あゆ	kg	75	0	190	150	100	75	75	75	75	100	100	133	・遊漁未再開
	うぐい	尾	400	0	0	33,670	400	400	400	400	400	400	400	100	
	産卵場	箇所	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	
	いwana	尾	2,100	0	0	0	2,000	2,000	2,100	2,100	2,100	2,000	2,000	95	
内共7 井出川 木戸川漁協	あゆ	kg	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	・遊漁未再開
	いwana	尾	5,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	やまめ	尾	5,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
内共8 木戸川 木戸川漁協	こい	kg	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	・あゆ遊漁再開(令和3年度)
	あゆ	kg	250	0	0	0	0	0	0	0	300	300	400	160	
	うぐい	尾	700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	いwana	尾	21,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	やまめ	尾	24,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
内共9 夏井川 夏井川漁協	こい	kg	140	0	0	10	10	10	10	10	10	10	10	7	・組合員、遊漁者数の減少により、こい、 ふな、やまめの放流経費が確保できな かったため
	ふな	kg	210	52	40	50	50	60	60	60	60	60	60	29	
	あゆ	kg	250	100	550	750	600	700	700	700	400	400	400	160	
	うぐい	尾	21,000	10,000	15,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	23,334	23,334	111	
	いwana	尾	3,500	2,000	2,000	2,500	3,000	3,200	3,500	3,500	3,600	3,500	3,500	100	
	やまめ	尾	56,000	28,000	23,000	25,000	30,000	32,000	35,000	35,000	36,000	36,000	36,000	64	
うなぎ	kg	7	0	0	2	5	12	7	4	4	7	7	100		

漁業権者	漁業権魚種		目標増殖量 (R3)	実 績										3年度 達成率(%)	摘 要
	魚種名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度		
内共10 鮫川 鮫川漁協	こい	kg	91	0	40	40	40	40	40	91	91	91	91	100	
	ふな	kg	91	0	40	40	40	40	40	91	91	91	91	100	
	あゆ	kg	900	815	1,730	1,200	1,207	1,214	1,310	1,440	1,247	1,229	1,130	126	
	うぐい	尾	9,100	0	12,000	12,000	12,000	12,000	9,100	16,700	15,000	13,640	13,640	150	
	いwana	尾	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	100	
	やまめ	尾	28,000	40,000	80,000	45,400	40,000	47,118	46,300	40,300	38,600	42,800	41,934	150	
	うなぎ	kg	21	0	0	0	0	0	21	21	21	21	21	100	
内共11 阿武隈川 阿武隈川漁協	こい	kg	2,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,520	90	・遊漁再開(令和3年度) ・出荷制限(ふな、いwana*、やまめ、うなぎ) *信夫ダムの下流(支流含む) [R4.9.28出荷制限解除(ふな、うなぎ)]
	ふな	kg	1,050	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	あゆ	kg	1,200	490	0	0	0	0	0	0	0	450	2,000	167	
	うぐい	尾	140,000	0	0	0	0	0	0	0	0	20,000	50,000	36	
	いwana	尾	39,200	0	0	0	0	0	0	0	0	63,334	40,000	102	
	やまめ	尾	66,500	0	0	0	0	0	0	0	0	63,334	71,000	107	
	わかさぎ	万粒	700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
内共12 久慈川 久慈川第一漁協	こい	kg	49	50	50	50	40	60	50	50	50	50	50	102	
	あゆ	kg	750	1,350	1,800	1,800	1,700	1,700	1,500	1,500	1,300	1,300	173		
	うぐい	尾	5,200	71,429	42,857	70,000	15,882	38,571	27,000	30,000	30,000	20,000	20,000	385	
	産卵場	箇所	4	4	0	4	4	4	4	6	4	4	4	100	
	やまめ	尾	42,000	50,000	45,000	170,000	43,200	42,500	68,500	54,250	56,250	77,250	67,475	161	
内共13 猪苗代湖 猪苗代・秋元非出資漁協	こい	kg	63	63	63	63	63	60	63	63	63	63	63	100	・出荷制限(やまめ) [R4.9.28出荷制限解除(やまめ)]
	ふな	kg	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	800	1,050	1,050	1,050	965	1,050	100	
	うぐい	尾	94,900	95,000	142,500	95,000	95,000	33,333	84,666	95,000	95,000	95,000	95,000	100	
	産卵場	箇所	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	100	
	いwana	尾	17,500	17,500	26,000	25,500	38,500	38,157	38,053	38,053	17,764	17,500	17,500	100	
	やまめ	尾	7,000	11,000	16,000	35,500	37,900	37,842	37,842	37,842	12,264	12,000	12,000	171	
	うなぎ	kg	35	15	15	35	35	30	35	35	35	35	35	100	
内共14 秋元湖 猪苗代・秋元非出資漁協	こい	kg	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	・出荷制限(こい、ふな) [R4.9.28出荷制限解除(こい、ふな)]
	ふな	kg	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	うぐい	尾	7,000	0	0	0	0	0	0	0	7,000	7,000	100		
	いwana	尾	22,400	10,000	5,000	5,000	3,000	3,000	3,000	3,000	22,500	22,500	22,500	100	
	やまめ	尾	15,400	6,000	5,000	5,000	3,000	3,000	3,000	3,000	15,500	15,500	15,500	101	
	わかさぎ	万粒	1,470	6,000	1,000	5,900	6,500	5,000	4,300	6,000	6,400	4,200	5,400	367	
内共15 小野川湖 檜原漁協	こい	kg	28	0	28	28	28	28	28	28	28	28	28	100	・出荷制限(こい) [R4.9.28出荷制限解除(こい)]
	ふな	kg	28	0	28	28	28	28	28	28	28	28	28	100	
	うぐい	尾	3,500	0	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	100	
	いwana	尾	8,400	0	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400	0	8,400	8,400	100	
	やまめ	尾	5,600	0	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	100	
	わかさぎ	万粒	700	750	700	1,920	2,400	1,400	770	874	990	754	1,462	209	
	うなぎ	kg	20	0	0	20	20	20	20	20	20	20	20	100	
内共16 檜原湖 檜原漁協	こい	kg	210	0	210	210	210	210	210	210	210	210	210	100	・出荷制限(こい) [R4.9.28出荷制限解除(こい)]
	ふな	kg	210	0	210	210	210	210	210	210	210	210	210	100	
	うぐい	尾	42,000	0	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	100	
	いwana	尾	37,100	0	37,100	37,100	37,100	37,100	37,100	37,100	0	37,100	37,100	100	
	やまめ	尾	22,400	0	22,400	22,400	22,400	22,400	22,400	22,400	22,400	30,320	22,400	100	
	わかさぎ	万粒	5,390	16,419	5,390	26,570	47,534	18,600	19,238	21,037	25,000	19,486	23,440	435	
	うなぎ	kg	30	0	0	30	30	30	30	30	30	30	30	100	
内共17 阿賀川 西会津地区非出資漁協	こい	kg	350	350	350	350	350	350	0	0	0	350	350	100	
	ふな	kg	350	350	350	350	350	350	0	0	0	350	350	100	
	うぐい	尾	5,600	2,600	2,600	2,600	2,600	1,230	3,333	3,333	3,333	5,690	5,666	101	
	産卵場	箇所		3	3	3	3	3	3	3	3	0			
	いwana	尾	14,700	14,700	14,700	14,700	14,700	14,700	14,700	14,700	14,700	14,700	14,700	100	
	やまめ	尾	9,100	9,100	9,100	9,100	9,100	9,100	9,100	9,100	9,100	9,100	9,100	100	
内共18 阿賀川・日橋川 阿賀川非出資漁協	こい	kg	700	730	800	800	750	800	900	900	700	800	800	114	
	ふな	kg	700	700	300	350	450	350	500	500	450	350	700	100	
	あゆ	kg	678	968	1,103	1,110	903	460	460	575	660	760	760	112	
	うぐい	尾	35,000	35,000	35,000	85,000	35,000	36,600	41,600	36,600	35,000	35,000	41,600	119	
	いwana	尾	28,000	28,000	33,000	33,000	31,000	31,225	28,000	30,791	30,299	33,067	30,500	109	
	やまめ	尾	14,000	14,000	17,000	17,000	18,500	17,000	14,000	16,679	17,062	23,881	18,470	132	
	わかさぎ	万粒	70	200	200	200	200	200	200	200	200	100	100	143	

漁業権者	漁業権魚種		目標増殖量 (R3)	実 績										3年度 達成率(%)	摘 要
	魚種名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度		
内共19 大川 会津非出資漁協	あゆ	kg	1,337	1,211	1,300	1,500	1,622	2,300	2,400	2,400	3,500	2,050	2,200	165	
	うぐい	尾	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	100	
	産卵場	箇所	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	100	
	いwana	尾	35,000	50,000	68,000	80,000	80,000	136,000	124,000	144,000	8,200	75,000	35,883	103	
	やまめ	尾	21,000	61,000	54,000	60,000	60,000	69,750	91,333	76,000	16,200	84,843	21,429	102	
	わかさぎ	万粒	70	100	100	100	100	100	100	200	200	200	200	286	
	うなぎ	kg	7	10	0	0	0	12	12	5	5	7	7	100	
内共20 大川 南会東部非出資漁協	こい	kg	210	0	0	210	210	0	210	210	210	210	210	100	・わかさぎ放流種苗の確保が困難だったため(供給元の生産不調)
	あゆ	kg	855	1,070	750	750	750	850	800	900	900	1,030	1,010	118	
	うぐい※1	尾	4,000	16,000	0	0	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	100	
	産卵場	箇所	5			5	5	5	5	5	5	5	5	100	
	いwana	尾	35,700	36,000	5,000	18,300	20,333	42,388	37,778	33,867	35,667	35,800	35,711	100	
	やまめ	尾	25,900	26,000	0	6,600	25,900	20,444	45,222	30,311	32,633	15,966	28,222	109	
	わかさぎ	万粒	700	0	2,000	3,000	3,000	2,000	2,400	1,700	900	400	0	0	
内共21 只見川 只見川漁協	こい	kg	182	0	0	2,090	1,050	190	190	190	190	190	190	104	・遊漁収入の減により、やまめの放流経費の確保ができなかったため
	ふな	kg	182	0	0	482	372	172	172	190	190	190	190	104	
	あゆ	kg	126	577	230	350	250	250	250	380	250	250	250	198	
	うぐい	尾	3,800	8,333	12,500	27,500	22,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	132	
	産卵場	箇所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100	
	いwana	尾	16,800	19,000	15,600	17,000	17,000	17,000	16,000	16,000	16,000	16,000	18,120	108	
	やまめ	尾	10,500	7,000	10,500	7,000	8,500	7,500	7,500	7,500	8,000	8,000	8,000	76	
内共22 沼沢湖 沼沢漁協	ひめます	尾	32,200	120,000	170,000	100,000	190,000	166,000	105,000	105,000	150,000	110,000	0	0	・放流種苗の確保が困難だったため(採卵親魚の不漁、他産地供給元の生産不調)
内共23 野尻川 野尻川非出資漁協	あゆ	kg	300	365	632	748	300	300	300	519	300	600	350	117	
	うぐい	尾	4,200	4,200	4,230	3,000	4,200	4,615	4,615	4,615	4,202	4,200	4,200	100	
	いwana	尾	11,200	7,300	7,300	7,300	16,200	22,235	30,500	33,486	41,534	29,057	18,343	164	
	やまめ	尾	11,200	7,520	7,520	7,086	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	100	
内共24 只見川 伊北地区非出資漁協	こい	kg	140	140	140	140	140	140	140	150	300	140	140	100	
	うぐい※2	尾	2,000	0	0	0	0	0	0	2,000	0	0	2,000	100	
	産卵場	箇所	3						3	3	1	3	3	100	
	いwana	尾	24,500	50,000	60,000	50,000	50,000	50,000	40,000	40,000	30,000	40,000	25,000	102	
	やまめ	尾	33,600	35,000	35,000	33,000	33,600	30,000	33,600	33,600	45,000	38,170	35,000	104	
内共25 伊南川 南会津西部非出資漁協	わかさぎ	万粒	1,260	7,995	7,590	10,340	4,840	3,580	4,380	2,040	3,000	470	1,260	100	
	あゆ	kg	3,500	2,495	2,510	3,478	3,538	3,325	3,690	4,200	3,652	2,566	3,257	93	
	うぐい	尾	26,400	0	0	0	0	12,700	20,500	10,000	26,400	26,400	26,400	100	
	産卵場	箇所	10						3	3	10	2	3	30	
	いwana	尾	112,000	51,500	62,700	93,000	113,624	58,000	87,500	113,200	123,000	112,700	123,500	110	
内共26 檜枝岐川・只見川 檜枝岐村漁協	やまめ	尾	42,000	31,500	43,500	41,030	38,200	33,400	40,500	42,000	53,000	42,100	43,000	102	
	いwana	尾	31,500	103,070	114,440	100,000	105,160	106,630	107,500	109,000	107,500	100,000	111,000	352	
内共27 大鳥湖・奥只見湖・只見川 檜枝岐村漁協、伊北地区非 出資漁協、魚沼漁協	やまめ	尾	7,000	30,000	34,800	17,000	17,000	12,000	15,000	15,000	30,000	30,000	30,000	429	
	こい	kg	210	220	470	470	430	470	470	470	470	430	430	205	
	ふな	kg	140	90	90	90	160	160	160	160	160	160	160	114	
	うぐい	尾	8,400	0	8,400	44,800	65,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	298	
	いwana	尾	23,800	92,000	92,000	92,050	92,050	97,000	97,000	97,000	97,000	97,000	97,000	408	
内共28 尾瀬沼・沼尻川 檜枝岐村漁協、利根川漁協	やまめ	尾	23,800	58,000	58,000	78,500	81,000	80,670	83,000	93,000	88,000	80,500	80,500	338	
	わかさぎ	万粒	140	200	0	140	140	140	140	170	1,700	1,700	900	643	
	いwana※3	尾	4,200	4,270	4,270	4,270	4,270	4,270	4,270	4,270	4,270	4,270	4,270	102	
	やまめ※3	尾	2,100	9,310	9,310	9,310	9,310	9,310	9,310	9,310	9,310	9,310	9,310	443	
	こい	kg	5,474	1,553	2,243	4,523	3,321	2,358	2,311	2,402	2,394	2,674	5,194	95	
合 計	ふな	kg	4,172	2,242	2,200	2,712	2,710	2,170	2,220	2,319	2,311	2,506	2,941	70	
	あゆ	kg	11,277	9,501	11,425	12,596	11,370	11,704	12,215	13,189	13,544	11,665	13,817	123	
	うぐい	尾	429,300	248,862	328,287	447,770	333,882	251,249	304,414	311,848	322,535	343,131	384,774	90	
	産卵場	箇所	31	14	10	19	19	19	24	24	30	21	22	71	
	いwana	尾	513,800	492,340	565,310	600,120	648,337	683,305	694,201	740,467	568,934	731,928	675,027	131	
	やまめ	尾	585,200	423,430	501,230	634,526	537,910	534,334	624,907	595,592	564,619	699,874	626,440	107	
	ひめます	尾	32,200	120,000	170,000	100,000	190,000	166,000	105,000	105,000	150,000	110,000	0	0	
	わかさぎ	万粒	10,740	31,664	17,180	48,670	64,714	31,020	31,628	32,321	38,590	27,510	32,962	307	
	うなぎ	kg	245	25	15	87	90	104	125	125	125	130	207	84	

※1 H25目標増殖量14,000尾、H26から産卵場造成
 ※2 H28目標増殖量7,000尾、H29から産卵場造成
 ※3 H20から産卵場造成(尾数に換算し表記)



4生流第3708号
令和5年1月20日

福島県内水面漁場管理委員会長 様

福島県知事



漁業生産力の発展に関する計画について（報告）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第74条第2項及び漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第26条に基づく漁業生産力の発展に関する計画及び点検状況について、別紙のとおり報告します。

（事務担当 農林水産部水産課 主事 村上 電話 024-521-7379）

1 概要

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 74 条第 1 項において、漁業権を有する者の責務として、当該漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用することが定められている。

団体漁業権を有する漁業協同組合（以下「漁業権者」という。）は、同項の責務を果たすことができるよう、同条第 2 項の規定に基づき、漁業生産力を発展させるための計画（以下「計画」という。）を作成し、定期的に点検を行うとともに、その実現に努めるものとされている。

漁業権者は、漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号。以下「施行規則」という。）第 26 条第 1 項の規定に基づき、作成した計画を知事に提出するものとされており、また、点検を行った結果について、同条第 3 項の規定に基づき、報告書を知事に提出するものとされている。

2 根拠規定

漁業法第 74 条第 2 項、漁業法施行規則第 26 条

3 作成した計画の提出及び点検並びに点検結果の報告状況

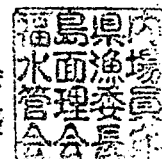
漁業権者において作成した計画の知事への提出及び点検並びに点検結果を記載した報告書の知事への提出については以下のとおり。

漁業権者	計画の名称	計画の対象となる漁業権	計画又は点検結果受理日
真野川漁業協同組合	真野川漁業協同組合共同漁業権に関する増殖及び漁業生産力の発展に関する計画	内共第 1 号	R4. 9. 6
久慈川第一漁業協同組合	久慈川第一漁業協同組合共同漁業権に関する増殖及び漁業生産力の発展に関する計画	内共第 12 号	R4. 3. 28
猪苗代・秋元非出資漁業協同組合	猪苗代・秋元非出資漁業協同組合共同漁業権に関する増殖及び漁業生産力の発展に関する計画	内共第 13・14 号	R4. 6. 30
檜原漁業協同組合	檜原漁業協同組合共同漁業権に関する増殖及び漁業生産力の発展に関する計画	内共第 15・16 号	R3. 12. 8
阿賀川非出資漁業協同組合	阿賀川非出資漁業協同組合共同漁業権に関する増殖及び漁業生産力の発展に関する計画	内共第 18 号	R3. 11. 2

漁業権者	計画の名称	計画の対象となる漁業権	計画又は点検結果受理日
会津非出資漁業協同組合	会津非出資漁業協同組合共同漁業権に関する増殖及び漁業生産力の発展に関する計画	内共第 19 号	R4. 4. 11
南会東部非出資漁業協同組合	南会東部非出資漁業協同組合共同漁業権に関する増殖及び漁業生産力の発展に関する計画	内共第 20 号	R4. 3. 24
只見川漁業協同組合	只見川漁業協同組合共同漁業権に関する増殖及び漁業生産力の発展に関する計画	内共第 21 号	R4. 7. 25
野尻川非出資漁業協同組合	野尻川非出資漁業協同組合共同漁業権に関する増殖及び漁業生産力の発展に関する計画	内共第 23 号	R4. 3. 28
伊北地区非出資漁業協同組合	伊北地区非出資漁業協同組合が有する共同漁業権に関する増殖及び漁業生産力の発展に関する計画	内共第 24・27 号	R4. 8. 24
南会津西部非出資漁業協同組合	南会津西部非出資漁業協同組合共同漁業権に関する増殖及び漁業生産力の発展に関する計画	内共第 25 号	R4. 5. 13
檜枝岐村漁業協同組合	檜枝岐村漁業協同組合共同漁業権に関する増殖及び漁業生産力の発展に関する計画	内共第 26・27・28 号	R4. 6. 20

4内水漁管委第27号
令和4年12月20日

福島県内水面漁場管理委員会会長 様

福島県内水面漁場管理委員会
会長 片山 亜 優令和4年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会
表決結果について(送付)

このことについては、下記のとおりですので、御報告いたします。

記

1 表決結果

議 案		審議結果		
第1号議案 令和5年度提案 項目(案)につ いて	ア 第1回漁場管理対策検討会結果	承認		不承認
	イ アンケート調査結果	13		0
	ウ 提案項目検討・追加項目	提出	未提出	再検討
	・千葉県委員会 追加提案 IV①	10	1	2
	・" 追加提案 IV②	12	1	0
	・" 追加提案 V	12	1	0
第2号議案	ブロック内照会・協議事項について	/		
第3号議案	次回開催県について	承認		不承認
		13		0

2 第1号議案 ウ について

(1) 千葉県委員会 追加提案IV①

千葉県の追加意見は、提出10、未提出1、再検討2となりました。

提出が過半数を満たすため、東日本ブロック協議会から全国内水面漁場管理委員会連合会に別紙1のとおり提案項目の提出をいたします。

なお、未提出および再検討意見については、別紙4「表決取りまとめ資料」のとおりです。

(2) 千葉県委員会 追加提案IV②

千葉県の追加意見IV②は、提出12、未提出1となりました。

提出が過半数を満たすため、東日本ブロック協議会から全国内水面漁場管理委員会連合会に別紙2のとおり提案項目の提出をいたします。

なお、未提出意見については、別紙4「表決取りまとめ資料」のとおりです。

(3) 千葉県委員会 追加提案V

千葉県の追加意見IV②は、提出12、未提出1となりました。

提出が過半数を満たすため、東日本ブロック協議会から全国内水面漁場管理委員会連合会に別紙3のとおり提案項目の提出をいたします

なお、未提出意見については、別紙4「表決取りまとめ資料」のとおりです。

3 第2号議案について

岩手県委員会及び福島県委員会の照会・協議について、各都道府県からの回答について別紙5「ブロック内照会・協議事項内容」のとおりです。

4 第3号議案について

承認13、不承認0となりました。

令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会は、栃木県で開催することとします。

東日本ブロック協議会における令和5年度提案項目素案に対する意見

[千葉県] 内水面漁場管理委員会

件名	<p>IV 河川環境の保全及び啓発について (6項目目に追加)</p> <p>①内水面漁業自体の魅力や意義、必要性を、広く国民に周知し、中でも児童生徒に対する的確に伝える機会を設けること。</p>
<p>(意見詳細)</p> <p>提案項目素案では、内水面漁業振興法に関連し、IV. 河川湖沼の保全および啓発についての6項目目で、教育や啓発の記載があるが、そこでは、内水面漁業を取り巻く、様々な諸問題には触れられているものの、内水面漁業自体の魅力、意義、必要性の発信、普及、啓発については記載されていないことから、国民、特に、児童生徒に対するこれらの取組を進める必要がある。</p>	

[千葉県] 内水面漁場管理委員会

件 名	<p>Ⅳ 河川環境の保全及び啓発について (6項目目に追加)</p> <p>②気候変動が内水面漁業に与える影響についても、研究や知見の整理を進め、その適応策についても検討を進めること。</p>
-----	--

(意見詳細)

提案項目素案では、気候変動の影響について触れられていない。

気候変動の影響については、まだまだ研究成果の蓄積が必要な状況であるが、内水面においても、下記の様な状況的な証拠は出てきているため、その影響に対する適応策の検討などの取組をすすめる必要がある。

- ・湖沼（千葉県では印旛沼など）における COD 高止まりも、気候変動に関係した水温上昇に一因があると思われる。
- ・魚の繁殖時期が変わってきている。

(参考)

水産白書：農林水産省気候変動適応計画の概要（水産分野の一部）図表3-22で、下記のとおり記載がある。

内水面漁業・養殖業の部分のみ抜粋

	現状	将来予測	取組
内水面漁業・養殖業	湖沼の湖水循環の停滞と貧酸素化	高水温によるワカサギ漁獲量の減少やアユの遡上数の減少	河川湖沼の環境変化と重要資源の生息域や資源量に及ぼす影響評価

[千葉県] 内水面漁場管理委員会

件名	V 放射性物質による汚染対策について (4項目目に追加) これまでに判明した研究の成果について対象魚種ごとに取りまとめ、県等と連携して積極的に漁業現場に紹介し、効果的な対応策を早急に検討すること。
<p>(意見詳細)</p> <p>内水面漁業では、放射性物質の汚染により、出荷制限等による影響が長期に及んでおり、漁業者の高齢化と合わさって海面よりも早いペースで漁業者数の減少が起きている。</p> <p>一方、原子力災害に関する研究成果は多くの知見が蓄積されつつあるが、これらの成果が漁業現場に伝わっていない事例が多いため、積極的に現場に紹介し、それらを踏まえた現場での問題点の把握により、衰退する内水面漁業への効果的な対策を速やかに実行に移す必要がある。</p>	

表決取りまとめ資料

令和4年度全国内水面漁場管理委員会連合会
東日本ブロック協議会(書面開催)

福島県内水面漁場管理委員会
開催日：令和4年11月21日(月)

1. 統括表

表決結果	承認	不承認		
ア、イ	13	0		
表決結果	提出	未提出	再検討	その他
ウ 千葉県Ⅳ①	10	1	2	0
ウ 千葉県Ⅳ②	12	1	0	0
ウ 千葉県Ⅴ	12	1	0	0
表決結果	承認	不承認		
第2号議案	/			
第3号議案	13	0		

2. 各議案表決一覧表

都道府県名	第1号議案				第2号議案	第3号議案
	ア、イ	ウ 千葉県Ⅳ①	ウ 千葉県Ⅳ②	ウ 千葉県Ⅴ		
北海道	承認	提出	提出	提出	—	承認
青森	承認	提出	提出	提出	—	承認
岩手	承認	再検討	提出	提出	—	承認
秋田	承認	提出	提出	提出	—	承認
宮城	承認	提出	提出	提出	—	承認
山形	承認	未提出	提出	提出	—	承認
福島	承認	提出	未提出	未提出	—	承認
茨城	承認	再検討	提出	提出	—	承認
栃木	承認	提出	提出	提出	—	承認
群馬	承認	提出	提出	提出	—	承認
千葉	承認	提出	提出	提出	—	承認
東京	承認	提出	提出	提出	—	承認
神奈川	承認	提出	提出	提出	—	承認

千葉県提案事項 (IV①) に対する各県の意見

千葉県 IV① 提案内容	IV 河川環境の保全及び啓発について ① 内水面漁業自体の魅力や意義、必要性を、広く国民に周知し、中でも児童生徒に対し的確に伝える機会を設けること。
	(意見詳細) 提案項目素案では、内水面漁業振興法に関連し、IV. 河川湖沼の保全および啓発についての6項目目で、教育や啓発の記載があるが、そこでは、内水面漁業を取り巻く、様々な諸問題には触れられているものの、内水面漁業自体の魅力、意義、必要性の発信、普及、啓発については記載されていないことから、国民、特に児童生徒に対するこれらの取組を進める必要がある。

都道県名	提出	未提出	再検討
北海道	○ (意見なし)		
青森	○ (意見なし)		
岩手			<ul style="list-style-type: none"> ・「内水面漁業自体の魅力や意義・必要性等の周知・啓発等機会を設けること(概略)」の追加については、直接的には、全内漁管連としての提案(要望)には馴染まないものと思量。 ・素案本文の中に上記重要性を散りばめる程度では如何か。
秋田	○ (意見なし)		
宮城	○ (意見なし)		
山形		以前より、全内漁連・各県内水面漁連・各漁協において事業を展開しており、改めての提案は不要と考えます。	
福島	○ (意見なし)		
茨城			IVの提案の趣旨は、河川環境の保全の意識を啓発する対策の検討であることから、提案文中の「魅力」は直接関連しないので、この字句の削除を提案する。
栃木	○ (意見なし)		
群馬	○ (意見なし)		
千葉	○ (意見なし)		
東京都	○ 内水面漁業の魅力や異議、必要性を伝えることは重要と考えるので、追加提案に同意します。		
神奈川	○ (意見なし)		
表決数	10	1	2

千葉県提案事項 (IV②) に対する各県の意見

千葉県 IV② 提案内容	IV 河川環境の保全及び啓発について ② 気候変動が内水面漁業に与える影響についても、研究や知見の整理を進め、その適応策についても検討を進めること。
	(意見詳細) 提案項目素案では、気候変動の影響について触れられていない。気候変動の影響については、まだまだ研究成果の蓄積が必要な状況であるが、内水面においても、下記の様な状況的な証拠は出てきているため、その影響に対する適応策の検討などの取組を進める必要がある。 ・湖沼(千葉県では印旛沼など)におけるCOD高止まりも、気候変動に関係した水温上昇に一因があると思われる。 ・魚の繁殖時期が変わってきている。

都道県名	提出	未提出	再検討
北海道	○ (意見なし)		
青森	○ (意見なし)		
岩手	○ (再検討) ・気候変動への研究推進、適応策の検討は重要と考える。 ・ただし、6項目目の要望素案は「内水面を持続的に活用していくために、自然環境保全の大切さや外来生物の悪影響等に関する省庁間の情報共有と特にも児童生徒に対する教育推進」を内容としているものと理解しているため、趣旨を異にする当該追加内容(気候変動への研究推進や適応策検討)については、項目を別にして提案しては如何か。		
秋田	○ (意見なし)		
宮城	○ (意見なし)		
山形	○ (意見なし)		
福島		別項目の追加の内容と考えるが時期尚早と思われる。	
茨城	○ (意見なし)		
栃木	○ (意見なし)		
群馬	○ (意見なし)		
千葉	○ (意見なし)		
東京都	○ 気候変動による河川水温の上昇により、アユのイクトルリ感染や産卵期の遅れなど都内の河川にも影響は出ており、追加提案に同意します。		
神奈川	○ (意見なし)		
表決数	12	1	0

千葉県提案事項（V）に対する各県の意見

千葉県 V 提案内容	V 放射性物質による汚染対策について これまでに判明した研究の成果について対象魚種ごとに 取りまとめ、県等と連携して積極的に漁業現場に紹介し、効果的な対応策を早急に検討すること。
	(意見詳細) 内水面漁業では、放射性物質の汚染により、出荷制限等による影響が長期に及んでおり、漁業者の高齢化と合わさって海面よりも早いペースで漁業者数の減少が起きている。 一方、原子力災害に関する研究成果は多くの知見が蓄積されつつあるが、これらの成果が漁業現場に伝わっていない事例が多いため、積極的に現場に紹介し、それらを踏まえた現場での問題点の把握により、衰退する内水面漁業への効果的な対策を速やかに実行に移す必要がある。

都道県名	提出	未提出	再検討
北海道	○ (意見なし)		
青森	○ (意見なし)		
岩手	○ R4農水省回答において様々な知見が得られていることから、成果の共有は重要と考える。		
秋田	○ (意見なし)		
宮城	○ (意見なし)		
山形	○ 追加提案全般について、「提案項目作成にあたっての考え方」にあるとおり、項目が増えて提案の内容が膨大になると、提案の趣旨がぼやけ実効性に欠けるものとなるおそれがあると考えます。		
福島		効果的な対策を検討するには、時期尚早と考える。	
茨城	○ (意見なし)		
栃木	○ (意見なし)		
群馬	○ (意見なし)		
千葉	○ (意見なし)		
東京都	○ 集めた知見を積極的に現場に提供することは対策として重要と考えるので、追加提案に同意します。		
神奈川	○ (意見なし)		
表決数	12	1	0

ブロック内照会・協議事項内容

第2号議案（岩手県）

岩手県 ブロック内照会・協議事項内容

岩手県	ブラントラウト等外来魚の侵入・拡大防止対策について
	<p>(提案理由) 令和5年度の漁業権切替えにかかる内水面漁協への要望調査では、組合員の高齢化や減少に加え、豪雨災害やカワウによる食害などにより、河川の魚類資源が低下しており、第五種共同漁業権の増殖努力について、効果的な資源増殖方法について要望が出されているところ。</p> <p>一方、近年は、岩手県においてもブラントラウトの目撃情報が寄せられるようになり、関係者から在来資源の影響について危惧する意見が出されている。在来資源の維持・保全を図り、内水面の漁業生産力を発展させるため、外来魚の侵入・拡大防止対策について、現地調査や研修会等の事例があれば、提供をお願いしたい。</p>

都道県名	意見内容
北海道	近年、現地調査や勉強会等は行っておりません（外来魚対策についてはアンケート調査に記載）。
青森	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラントラウトの生息状況調査については、平成14年度に実施され、県内の湖沼河川及び海面沿岸域への広範囲な生息が確認されている。 ・上記の事例以外、現地調査や研修会開催等の事例はありません。
岩手	
秋田	本県河川においてもブラントラウトの繁殖が確認されており、平成29年度から毎年漁協へ委託し駆除を行っている。駆除の際、体長・重量、成熟度等を測定し、生息状況を調査している。駆除数は年々増加し、他河川においても繁殖が確認されていることから駆除の効率化を図るため、令和5年度からウライを用いた捕獲・駆除を行う予定。
宮城	外来魚の侵入・拡大防止対策ではありませんが、代表的なものとして、当県にブラックバスが侵入した際には、代表的な侵入地である伊豆沼、内沼における侵入後の在来魚への影響について、県内水面水産試験場が現地調査を実施していた事例があります。
山形	<p>本県ではブラントラウトによる被害の情報はありませんが、県予算により以下の外来魚対策事業を行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駆除や影響評価への技術的支援（県内水面水産研究所による各漁協への技術的支援） ・外来魚等駆除対策事業費補助金（内水面漁協による取り組みを支援。実施主体：内水面漁業協同組合連合会） ・外来魚駆除の取組みに関する協議会の運営 ・川と海的环境保全支援事業（市町村が行う外来魚対策等の放流効果向上対策に対する補助）
福島	ブラントラウト等の生息については、当県において情報を把握しておらず、進入・拡大防止対策について、現地調査や研修会等は行っておりません。
茨城	当委員会において、外来魚の侵入・拡大防止策についての現地調査や研修会等の事例はないが、当県試験研究機関によるコクチバスの分布調査結果について、委員会において県から報告を行った事例はある。
栃木	産業管理外来種であるブラントラウトは、当県においても那珂川水系黒川や利根川水系大谷川で確認され、生息水域のさらなる拡大が懸念される。そのため、関係漁協に対して前者では水産試験場、後者では水産試験場に加え水研機構水産技術研究所が調査を兼ねた駆除指導を実施している。
群馬	(回答なし)
千葉	本県では、一部湖沼河川での魚介類層調査を実施しているが、外来魚の侵入・拡大防止対策を目的とした現地調査、研修会は行っていない。
東京都	東京都では、外来生物に対する取り組みとして、ミズワタクチビルケイソウの被害対策を検討するために東京都の関係部局による連絡協議会を設置しています。
神奈川	(回答なし)

福島県 ブロック内照会・協議事項内容

福島県	V 放射性物質による汚染対策について 3 河川湖沼環境中の放射性物質について、基本的に除染しない方針が示され、有効な除染対策を検討し、実施することについて
	(提案理由) 除染に伴う環境変化が漁業に与える影響を懸念する。また、除染対策を実施した場合の利点や損失について知見を集めることも重要。

都道県名	意見内容
北海道	(回答：異存なし)
青森	本県では、県産水産物等の放射線物質調査が行われるのみで、除染対策について議論された形跡は確認できず、踏み込んだ意見を述べる状況にはないが、要望事項Vの1にあるとおり、回遊性魚類や遡上魚類による生態系への影響が懸念されているため、提案項目については理解できる。
岩手	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業の再開には除染対策が必要で、それによる環境への影響、損失等を懸念する福島県の立場は理解できるものである。 ・一方で、R4環境省回答では、関連法令により「河川・湖沼は除染の対象外」であることが示されている。(少なくとも過去3カ年、同様の回答) ・現地の認識と環境省の方針に隔たりがあると思量されることから、提案の視点を変えて、「河川・湖沼は除染対象外としたことの丁寧な説明を求めるとともに、内水面漁業への影響は極めて小さいことの積極的な国民へ周知等、漁業再開への具体的な支援策を検討し、実施すること等」を内容とした提案としては如何か。
秋田	(回答：特になし)
宮城	除染対策に係る利点や損失についての知見収集は重要と考えますが、収集の方法(収集主体やその機会や場所)や収集後の対応等についてあらかじめ提案していただいた方が議論しやすいと考えます。
山形	(回答：意見なし)
福島	
茨城	(回答：意見なし)
栃木	除染対策の漁業への影響については、慎重な調査の上、影響を最小限にして実施されるべきである。そのための知見収集については、賛同する。
群馬	(回答：なし)
千葉	(回答：なし)
東京都	除染対策については、今後どのような影響があるのか分からないことが多いので、知見を集めていく事は必要なことと思います。
神奈川	(回答：なし)